

会長	副会長	幹事長	局長	次長	主 幹	係長	主係

第16回神崎町・大河内町合併協議会会議録

開会日時 平成17年 1 月22日（土） 午前 9 時

場 所 大河内町保健福祉センター

神崎町・大河内町合併協議会

神崎町・大河内町合併協議会委員名簿

神崎町選出

区分		氏名	適用	出欠
1号委員		足立 理秋	町長	出
2号委員 3名		多田 昌	議員	出
		中塚 義之	〃	出
		奥野 恒夫	〃	出
3号委員 10名		高橋 勝洋	学識経験者	出
		竹國 洋子	〃	出
		中山祐美子	〃	出
		井上 秀男	〃	出
		廣納 正	〃	出
		足立 高正	〃	出
		堀口 勝久	〃	出
		尾上 徳美	〃	出
		藤原 鉄也	〃	欠
		松原 博興	〃	出
8条委員		前川 清寿	県会議員	欠
		岡本 坦	中播磨県民局長	欠

大河内町選出

区分		氏名	適用	出欠
1号委員		上野 英一	町長	出
2号委員 3名		小寺 義裕	議員	出
		立石 富章	〃	出
		高内 直喜	〃	出
3号委員 10名		岩本 精介	学識経験者	出
		正城眞佐子	〃	出
		上垣 博	〃	出
		藤原 昇	〃	欠
		松山 陽子	〃	出
		藤原 安晴	〃	出
		日和 貞憲	〃	出
		生田 良昭	〃	出
		藤原 博一	〃	欠
		立岩三代子	〃	出

会 議 録

会議の名称		神崎町・大河内町合併協議会			
開催日時		平成 1 7 年 1 月 2 2 日（土） 開会 9 時 0 1 分 閉会 1 2 時 2 9 分			
開催場所		大河内町保健福祉センター			
議長氏名		小寺義裕			
出席者氏名		別紙「出席者名簿」のとおり			
欠席者氏名		別紙「欠席者名簿」のとおり			
会議事項	1 報告	報告第 3 3 号 新町名称・庁舎等検討小委員会の開催報告について 報告第 3 4 号 平成 1 6 年度神崎町・大河内町合併協議会歳入歳出補正予算（第 2 号）について			2 会議結果
					承 認
			承 認		
	2 協議				
	協議第 5 7 号	一部事務組合等の取扱いについて			原案可決
	協議第 5 8 号	一般職の職員の身分の取扱いについて			原案可決
	協議第 5 9 号	総務関係事務事業（その 4）財産区の取扱いについて			原案可決
	協議第 6 0 号	財産の取扱いについて			原案可決
協議第 6 1 号	新町の名称について			「神河町」	
会議の経過		別添のとおり			
会議資料	別添資料あり				
会 議 録 の 確 定					
確 定 年 月 日			署 名 押 印		
平成 1 7 年 1 月 2 2 日			署名委員 岩 本 精 介 印 尾 上 徳 美 印		

会 議 経 過

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
内藤（事務局長）	皆さんおはようございます。 第１６回の神崎町・大河内町合併協議会をご案内させていただきました。 今日は本当に寒い中を朝早くからお繰り合わせご出席いただきましてありがとうございます。 早速でございますが、小寺議長の方からごあいさつをいただきます。
小寺（議長）	どうも皆さんおはようございます。 非常に今日は、非常によく冷えておりまして、ご苦労さんでございます。 通例ですと、大体この協議会昼からの開会が今まで予定をしておったんですが、本日は午後につきましても、特に町長さん方用件等があるそうでございまして、今日は非常に寒い中、午前９時の開会ということにさせていただいております。 この協議会も回を重ねまして、今日で第１６回ということで、今年の３月の末に県に申請を控えますと、もう約１カ月ほどしか討議の時間もございませんし、皆さんに協議をしていただいた内容につきましても、約九十五、六％が大体合意に達しておりまして、もう一、二回を開催させていただきましますと、何とか協議内容が全部完了するんじゃないかというような状況に来ておりますということで、本日につきましても最終コーナーということで、当初の案内ですと、提案をいたしまして協議をしていただくことになっておるんですが、特に協議内容については、いろいろと重要な案件もございまして、事前調整等が手間取った関係もございまして、本日につきましても、事前に皆さんにご自宅の方まで届けていただいた中で本日協議をしていただくというようなことになっておりますので、ひとつ中身等をよく吟味をしていただいた中で討議をしていただければ幸いに存じております。 議長につきましても、できるだけ皆さんの質疑内容等について、できるだけ丁寧に扱わせていただき、できるだけ今日の協議につきましても午前中に終わりたいと思っておりますので、ひとつご協力をお願いいたしまして、開会のあいさつといたします。ありがとうございました。
内藤（事務局長）	ありがとうございました。
上野（副会長）	続きまして、上野副会長からごあいさつをいただきます。
	皆さんおはようございます。 年末から厳しい寒さが続いておりますけれども、本日早朝から第１

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	6 回 2 町合併協議会に参加をいただきまして、ありがとうございます。 前回の第 1 5 回合併協議会が昨年の 1 2 月 2 6 日でしたから、約 1 カ月ぶり、そして本年では第 1 回目の協議会ということでよろしくお願いをいたします。 この間、いろいろなことがありまして、まず 1 月 1 8 日に神崎町長選が告示をされ、同日足立町長が無投票で 4 期目の再選を果たされました。足立町長の今後の、これまで同様のリーダーシップあるいは指導性をもちまして、この合併協議がよりよい形で協議ができますようにお願いをしたいというふうに思います。 それから、昨年の 1 2 月 2 2 日に市川町議会で 3 町合併協議が可決をされ、1 月 5 日、神崎、大河内の議会で可決がされまして、1 月 6 日に 3 町合併協議会が設置をされました。そして、1 月 1 0 日、1 月 2 0 日と第 1 回、第 2 回 3 町合併協議会が行われ、予定といたしましては、2 月 1 9 日までに第 5 回の合併協議会を開催をする予定になっております。そして、その翌日の 2 月 2 0 日の日に大河内町では住民投票をすることになりました。先日選管を開催いたしまして、2 月 2 0 日ということになりました。 私は、この住民投票については、時期が時期ということ、あるいは内容も含めて慎重に扱うべきというふうには考えておったんですが、住民請求に基づく住民投票ということで、これもひとつの法律に基づいた手続ということで、議会に提案をさせていただき、一部修正の中で住民投票を行うことになりました。住民投票の選択肢については 3 町合併、2 町合併、単独と、この 3 つということになっております。 そして、市川町も住民投票が実施をされるということで、恐らく同じ 2 月 2 0 日、同日ということになるんじゃないかなというふうに思います。市川町については、3 町合併をするしないの選択になっております。 この 2 月 2 0 日といいますのは、2 月末に県との予備協議がありますので、ぎりぎり 2 月 2 0 日ということで、条例の可決から 3 0 日を経てということをした結果、2 月 2 0 日ということになっております。 そして、この運びでいきますと、3 月 8 日に県の政策会議があり、そこで正式に合併協議という手続になるんじゃないかなというふうに思います。 また、近隣では香寺町の住民投票が 1 月 1 6 日に行われまして、1

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
内藤（事務局長）	74票差で姫路市との合併を選択をされました。この中身については、恐らく人口2万人のコンパクトな香寺町でも財政的にはやっていけないことと、合併特例債の適用期限内の合併を目指す、この2点が選択結果になったのではないかなというふうに思いますが、一方神崎郡といたしましては、広域事務組合の運営などを含めて非常に厳しい結果でもあるのではないかなというふうに思います。 また、夢前町が明日、姫路市との合併をする、しないの住民投票も行われる予定になっております。 こういうふうな状況で、いよいよ神崎郡、香寺を除いた運営を含めて今後いろいろ考えていく必要があるのではないかなというふうに思います。 先ほど議長も申されましたけども、本日の協議事項5点につきましては、事前配付でもって事前提案にかえさせてもらうものばかりですが、よろしくご審議をお願いをいたしまして、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いをいたします。 ありがとうございました。 本日の会議につきましては、顧問の前川県議員さんが所用のためにご欠席されております。 また、委員さんとしましては、藤原博一委員さん、藤原鉄也委員さん、藤原昇委員さん、この3名さんがご欠席ということで報告を受けておりますので、ここに報告を申し上げます。 また、県民局長さんのかわりとしましては、浜田参事さんにご出席をいただいております。 また、資料のところでちょっと不手際がございまして、お手元に財産の取扱いの中の資料としまして、事務事業の調整報告書、これ1枚をお示ししておりますので、また差し替えの方よろしくお願いします。 もう一つ、委員さんには報酬ということでお払いした源泉徴収票をお配りしております。また、申告等にお使いいただきたいと思います。 それでは、早速でございますが、議長の方から進行をよろしくお願いしたいと思います。
小寺（議長）	それでは、会議次第に従いまして進めてまいりたいと思います。 本日の出席委員は28名中25名の出席を得ておりますので、会議規則の定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたします。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石委員	ただいまから第１６回合併協議会を開催いたします。 本日の会議録署名委員に岩本精介委員、尾上徳美委員をそれぞれ指名申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。 それでは、議題に従いまして進めてまいります。 また、発言の際は町名とお名前をお願いいたします。 なお、今回は報告事項が２件提出されておりますので、お願いをいたします。 まず、報告第３３号新町名称・庁舎等検討小委員会の報告について、立石委員長からお願いをいたします。 立石委員長。 大河内の立石でございます。 それでは、私の方から第６回の新町名称・庁舎等検討小委員会の開催状況についてご報告申し上げます。 第６回の新町名称小委員会につきましては、去る１月７日金曜日午後１時３０分から、大河内町役場３階会議室におきまして、１０名中９名の委員さんのご出席をいただきまして開催をいたしたところでございます。 会議の内容につきましては、第５回の小委員会で第１次選考として２２点を選考いただきましたが、２次選考では募集要領に従いまして５点程度まで絞り込むことになっておりましたので、第６回小委員会ではさらに絞り込んでいただいたところでございます。 この手順につきましては、９名の委員さんから１点ずつ投票いただきましたところ、６点の新町名称が選考されましたが、これを５点まで絞り込むべきか、または要領では５点程度となっておりますので、６点でもよいのではないかといった議論を踏まえる中、６点の中に北播磨町が上がっておりましたので、近隣市町への影響から県に照会をする必要があるといった点から、この６点から北播磨町を除外すべきではないかというご意見を踏まえ、全委員さんのご意見を集約しました結果、資料に提出されておりますように、５点の絞り込み結果となりました。小委員会では、この５点を合併協議会に提案をしていこうということになった次第であります。 なお、以前の小委員会で、識見者の意見も聞くべきということがございましたので、このことにつきましても検討をされるよう事務局に申し伝えたところでございます。 これら選考の内容につきまして、さらに詳しく事務局からその報告をしていただきます。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 浅田（事務局）	以上をもちまして第６回の新町名称・庁舎等小委員会の報告を終わらせていただきます。 ありがとうございました。 それでは、事務局の方から補足説明をお願いいたします。 浅田次長、お願いします。 おはようございます。 それでは、早速報告第３３号の、立石委員長がご報告をされました詳細部分につきましてご報告をさせていただきたいと思います。 それでは、資料をめぐっていただきまして、大変恐縮ですがけれども、Ａ３の縦長で大変長い用紙なんですけれども、これに基づきましてご報告をさせていただきたいと思います。 まず、この新町名称の５つの候補の選定の経過ということで１枚にまとめさせていただいたところでございます。 昨年の４月１４日に第１回の新町名称の検討小委員会を皮切りに、第２回、第３回、第４回、第５回という流れの中で、それぞれ新町名称の選定方法また選定基準、そして現行の神崎、大河内という名称の取扱い、そういったものも踏まえた募集要領等の制定を行い、そして名称の選定に係る名付け親の関係、そういったものにつきましてもいろいろ議論をいただき、昨年の９月１０日の第４回的小委員会におきまして、最終的に公募要領を決めまして、公募期間を１１月１日から１カ月間行うという形で進めてまいったところでございます。 そして、１１月末で絞り込みを行い、作品が８８６点ございました。そして、一部無効の作品がございましたので、８７７という有効作品の中から、第１小委員会の方でまず２２の作品を選んでいただきました。 この２２の作品を選ぶに至りましても、第１小委員会の委員さんで４回の投票を行っていただき、厳粛に絞り込みをしていただいたところでございます。そして、先ほど委員長から報告がございましたように、去る１月７日に最終の合併協議会提案の５候補、これにつきましては先ほども報告がございましたように、６つの候補が上がったんですけれども、１つ除外をしたということで、最終５つの作品を選ばせていただきました。 その作品につきましては、一番下のところに、まず応募作品８８６点、そしてその中の有効８７７、それから第１次選考の２２作品、そして第２次の選定の５作品、これにつきましては「美里」「神河」「秀峰」「埴岡」「わかば」という５作品が最終の５候補に残ったと

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	ころでございます。 この後、最終的な協議事項の中で、本日、新町名称の決定という協議事項上げさせていただいておりますので、そのときに新町名称の決定等お願いできればというふうに思っております。 以上でございます。 どうもありがとうございました。 ただいま報告のありました新町の名称絞り込みにつきまして、何かご質問等がありましたらお受けをいたしたいと思います。 ご質問等ございますか。 絞り込み等の過程、また中身等の中でご質問がありましたら、お受けをいたしたいと思います。 名称の決定につきましては、また後ほど、本日協議事項に上がっておりますので、そのときにお願いをいたしたいと思います。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
小寺（議長）	特にないようでございますので、これで報告第 3 3 号につきましては終わりたいと思います。 なお、新町名称の決定の件につきましては、後ほど協議事項でご検討をいただくようになっておりますので、よろしくをお願いいたします。
浅田（事務局）	次に、報告第 3 4 号平成 1 6 年度神崎町・大河内町合併協議会歳入歳出補正予算（第 2 号）について事務局の説明をお願いします。 浅田次長。 それでは、報告第 3 4 号平成 1 6 年度神崎町・大河内町合併協議会歳入歳出補正予算（第 2 号）についての報告をさせていただきます。 この補正予算につきましては、資料 1 枚目の方に書いてございますように、上野副会長の方からごあいさつありました本年 1 月 5 日に神崎町、大河内町両町におきまして、神崎、市川、大河内の 3 町の合併協議会に係る設置の議案が可決をされました。当然、この 2 町と同様に 3 町の協議会を運営してまいりますのには、経費が発生をしております。その経費の関係につきまして、現在 2 町の合併協議会で負担をしております経費の中から精査をいたしまして、この 3 町の方に負担金を行ったところございまして、当然 2 町の負担金を一部減額をして 3 町の方に捻出をしたところございますので、この 2 町合併協議会の補正予算の方で 2 町の負担金を減額するという補正予算が発生してまいりましたので、その措置をとらせていただいたところでございます。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	また、あわせまして、先ほど名称の関係でご報告をさせていただきましたように、この後名称を決めていただいた皆様方のそういった記念品、感謝状、こういったものの科目を年度当初に設けておりませんでしたので、そのあたりにつきまして今回の補正と同様に精査をさせていただいたというところでございます。 それでは、まず資料の４ページの方をお開きいただきたいと思います。 こちらの方で歳入歳出予算の補正ということで、今回補正をした内容につきましてご説明をさせていただきたいと思います。 まず、歳入の方で分担金及び負担金、補正前の予算額が３，５７９万６，０００円で、神崎、大河内の分担金６８万３，０００円ずつの計１３６万６，０００円を減額をいたしたところでございます。 そして、それに見合います歳出、まあ出る方なんですけれども、こちらの方の関係、総務管理費の方で１３６万１，０００円の減額、そして２の事業費の方で３万６，０００円の増額、そして予備費で調整をさせていただき、マイナスの４万１，０００円という形で、トータル１３６万６，０００円の補正をさせていただいたところでございます。 この詳細につきましては、資料少し飛びますけれども、６ページの方をごらんいただきたいと思います。 ６ページのまず歳入の方で、先ほど申し上げました１３６万６，０００円、神崎町、大河内町それぞれ６８万３，０００円、これは１月５日の日に３町の合併協議会が設置されるに当たりまして、事前に３町の予算の設定を行いました。その際に、幾ら３月末までの経費として要るんだろうということを事務局レベルで協議を行いまして、相談をかけ、この経費になったところでございます。したがって、神崎町、大河内町につきましては、現在２町に負担金相当分を持ってあります分から減額をし、３町の方に支出をしたというところでございます。 なお、３町の協議会の予算額総額は８００万２，０００円の予算額でございます。そのうちの１３６万６，０００円を神崎、大河内で負担をしておるというところでございます。 そして、歳出の方、７ページの方なんですけれども、少し詳細な内容につきましてご説明をいたしたいと思います。 まず、会議費の方ですけれども、トータル１６０万７，０００円の減額の対応をさせていただいております。この内訳といたしまして、

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	まず当協議会の委員の報酬でございますけれども、今年の4月に予算を設定させていただいたときに、当協議会を24回開催する予定をしておりました。そして、この3月末までの見込みを20回と想定をし、その分皆様方の報酬を減額をさせていただきました。 次に、小委員会の委員報酬につきまして86万7,000円増額にさせていただいております。これは当初6回の予定をそれぞれ第1、第2の委員会をしておりましたけれども、それぞれ回数が若干当初より見込みが増えたためにこの金額に訂正をさせていただいております。 そして、監査委員さんの報酬につきましても、1回分余分に増額をさせていただき、この中で、報酬という中で調整をし、127万5,000円の減額という対応にいたしております。 それに伴いまして、9の旅費というところで報酬等合わせまして費用弁償を支出をさせていただいております。この部分につきましても、協議会の回数の減によります費用弁償の減額でございます。 それから、小委員会の費用弁償につきましては、回数が増えておりますので、22万4,000円増にさせていただいております。 監査委員の費用弁償につきましても、同様でございます。 次に、事務局費といたしまして24万6,000円の補正をさせていただいております。これは現在事務局の方でコピー機をリースをいたしております。当初思っていたときよりも、コピーの枚数がかなり増加をいたしまして、15万円の3月末までの見込みといたしまして増額をさせていただいております。 基本的には、会議資料は役場の印刷機を利用させていただいておりますけれども、事務調整報告書とかそういったものにつきまして、コピーの対応が必要になりますので、その分コピー機でのリース料が増えたというところでございます。 それからもう一点、事務所の使用料ということで9万6,000円の増額をさせていただいております。これは昨年10月25日以降、神崎、大河内からそれぞれ1名ずつの職員を派遣をいただいております。これにつきましては、今後電算対応が大変重要な事務になってまいるということで2名増えておりますので、その分の事務所使用料ということで案分をさせていただき、増にさせていただいております。 次に、8ページの方で事業費の方でございます。 こちらの方で3万6,000円の増額をさせていただいております。こちらの方で、まず右側の方で8報償費とあるんですけれども、

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 奥野委員	こちらの方で名称の募集に係ります表彰の経費といたしまして１０万円予算を置かせていただきました。これは当初予算の段階でこの設定をしていなかったわけなんですけれども、第１小委員会の方で選定をいただく中で、名付け親につきましての他の事例を参考にしながら、やはりいろんなケースがございます。高額なお金を出されたり、商品券を出されたり、いろいろしておるんですけれども、当協議会におきましては一応１０万円予算を組ませていただいております。 これは後ほど、決まりました名称の方に、応募された方全員に等しく感謝状並びに記念品を贈るということで１０万円の予算を設定させていただきました。 それと、大変申しわけございません。訂正をお願いしたいんですけれども、その下の旅費ということで０にしておりますけれども、こちらの方マイナスの６万４，０００円でございます。これは年度当初合併協の委員さんに、他の合併協等の研修旅費ということで設定をさせていただいておりますけれども、３月末までにそういった他事例の先進地視察もせずに行けるという見込みを持ちましたので、減額をさせていただきました。そして、予備費で調整をさせていただいております。４万１，０００円の減でございます。 これらで中身を精査させていただきまして、３ページの方、少し前に戻っていただきまして、平成１６年度神崎町・大河内町合併協議会補正予算（第２号）は、次に定めるところによるというところでございます。 歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１３６万６，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３，５８６万２，０００円と定めるということで本日提出をさせていただきたいというところでございます。 以上、簡単ではございますけれども、補正予算につきましてご説明を終わらせていただきます。 それでは、ただいま報告のありました合併協議会の歳入歳出補正予算（第２号）につきまして、何かご質問等がありましたらお受けをいたしたいと思います。 奥野委員、どうぞ。 神崎町の奥野でございます。 この事業費、一番後ろのページにありますけれども、報償費１０万円が、表彰費が出ておるわけなんです、応募者全員に何か報償費を充

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 浅田（事務局）	てるということですか、それともいわゆる町名のいわば当選者に充てるという分ですか、両方ですか。その辺ちょっと。 浅田次長。 申しわけございません。この名称の感謝状並びに記念品ですけれども、現在先ほどご報告申し上げました５つの作品の中で一番その１つの名称に対しての応募者といいますが、件数が多いのが１７件ございました。１７名の方の応募がございました。そして、その方々にどういった品物並びに感謝状を贈るんだということも含めて、１人当たり５，０００円相当を考えまして、少し見させていただいて１０万円という想定をさせていただいたというところでございます。 したがいまして、最終的に名前が決まりました方が、応募された方が１人とか５人の場合とかいろんなケースがございますので、そのときにはまた協議をさせていただいて、その方にどういった形で贈るんだといったものをこの予算の中で対応したいということで、今は最高の人数で予算の見積もりをさせていただいたというところでございます。
奥野委員	はい、わかりました。
小寺（議長）	ほかにございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
小寺（議長）	ご質問がないようでございますので、これで報告事項は終わります。
	それでは次に、協議事項に移らせていただきます。
	協議第５７号一部事務組合等の取扱いについて、事務局の説明をお願いします。
	浅田次長。
浅田（事務局）	それでは、協議第５７号一部事務組合等の取扱いについて。
	一部事務組合等の取扱いについて提出する。
	平成１７年１月２２日提出。神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋。
	お手元の資料３ページの方をごらんいただきたいと思います。
	各委員の皆様方もご存じのように、両町ではこれまでこの現況の比較に掲げております３ページ、４ページの１２の一部事務組合また共同の機関の設置、そして広域の協議会、こういったものに参画またしておるところでございます。
	まず最初には、ご存じのように中播消防事務組合、これはその右の方にございます神崎郡５町と飾磨郡夢前町の６町で運営をしておる

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	というところでございます。事務所は当然福崎町の中播消防本部にございます。 それから２点目に、中播衛生施設の事務組合、これは同じく中播消防と同様に６町で運営をしております。これも事務所所在地は福崎町でございます。 それから、３つ目の中播北部行政事務組合、これは北部３町の神崎町、市川町、大河内町の３町で運営をしておるものでございますけれども、内容につきましては３つでございます。 まず、１つ目が一般廃棄物、ごみの関係ですけれども、ごみの収集、運搬及び処理、そういった管理運営を行っております。 それから、２点目には学校給食、これは神崎町、大河内町の方でございますけれども、この管理運営。 それから３点目に、火葬場の設置及び管理運営というところでございます。こちらの方の所在地は神崎町でございます。 それから４つ目に、中播農業共済の事務組合ですけれども、これも消防と同様に６町で構成をいたしております。 ここで、一部訂正をお願いしたいと思います。事務所は神崎町といたしておりますけれども、福崎町でございます。大変申しわけございません。 それから５点目に、神崎郡の北部病院事務組合、公立の神崎総合病院の運営でございますけれども、これも北部の３町、神崎町、市川町、大河内町で、医療法に基づきます公的な医療機関としての病院の設置及び管理運営といったものを行っております。この事務所の所在町は神崎町でございます。 それから、県の方にも両町加盟をいたしております。 まず１つ目が、兵庫県の全町で入っております兵庫県の町交通災害共済組合、それから市町村の職員の退職手当組合、それから兵庫県の町議会議員の公務災害の補償組合、それから兵庫県の町土地開発公社、こういった県の大きなものにも加入をいたしておるというところでございます。 それから、４ページの方に移っていただきますと、余り聞きなれない言葉かも知れませんが、中播公平委員会、これはその右側にございます構成町は神崎郡５町と飾磨郡夢前町、それから先ほど申し上げましたような一部事務組合、その中には夢前の方にございますくれさかの環境事務組合、また福崎・香寺で運営をされております南部斎苑の事務組合、こういった神崎郡、飾磨郡の中で組織をされております

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	事務組合等も構成をされておりまして、その下の内容といたしましては、それぞれに勤務をしております職員の給与、勤務条件、その他の勤務条件に関する措置の要求の審査、判定を行う委員会でございます、これも法に基づきまして共同の機関設置ということで、昭和５３年から組織をされておるところでございます。 それから、その下では播磨中央広域行政協議会、これは当合併協議会と同様に、これも地方自治法という法律に基づきまして、広域的な市町村のいろんな振興の計画を作るための協議会でございます、これはかなりの広範囲で、姫路市を中心に龍野市と家島町、それから夢前、神崎郡５町、西播磨の方の新宮、揖保川、御津、太子といったこういう広範囲で播磨中央広域行政協議会というものが組織をされております。 それから最後に、神崎郡の介護認定審査会でございます。これはご存じのように介護保険法が制定をされておりますので、その規定に基づく要介護の方の認定に係る審査の判定を業務する会でございます。これは神崎郡でございますので、５町で構成をされております。事務所所在町は神崎町でございます。 現在こういった形で１２の一部事務組合等に参加をいたしておるわけなんですけれども、この中で２ページの方で問題、課題点でございます。 まず、一部事務組合や広域連合を構成しておりますこういった市町村が合併を行う場合には、合併の前日をもってその当該市町村は消滅をいたしますので、合併時に新たな市町村ができます。したがって、この神崎、大河内も現時点におきましては１０月３１日で両町がそれぞれ消滅をいたしまして、１１月１日に新町になるわけでございます。ですから、１０月３１日で脱退をして、１１月１日に新町でそれぞれの組織に参加をするといったこういう手続が必要になってまいるところでございます。 そういった場合、やはりさまざまな関係団体、いわゆる関係市町と一緒に構成をいたしておりますので、そういった市町村との協議が当然必要になってまいります。その中でも、特に先ほど申し上げました中播北部行政事務組合、神崎郡北部病院の事務組合、これらにつきましては現在別に進めておられます３町の合併協議会がございます。これは３町で組織構成をいたしておりますので、これが合併をいたしますと消滅をするということもございます。現２町の合併協議会につきましては、あくまでも２町で共同運営をしておるものはございません

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	ので、それらはすべて合併の前日に脱退をして、新町で加入をするという手続が必要になってまいります。 こういった問題につきましては、先ほど言いましたように規約というものがございまして、それらにつきましてはそれぞれの町の議会、また関係市町の議会の議決、そういったものが必要になってまいります。こういった課題、問題点を持ちながら調整方針といたしまして、先ほどのまず一部事務組合、中播消防事務組合、中播衛生の施設事務組合、中播北部の行政事務組合、中播農業共済事務組合、神崎郡北部病院事務組合、それから兵庫県に加入いたしております町交通災害共済組合、市町村職員退職手当組合及び兵庫県の町議会議員公務災害補償組合につきましては、合併の日の前日をもって脱退をいたします。そして、翌日新町において合併の日に参加をするという調整をいたしたところでございます。 それから２つ目に、両町が他の公共団体と共同で設置をいたしております兵庫県の町土地開発公社、中播公平委員会、神崎郡介護認定審査会につきましては、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に参加するということで、一部事務組合と同様の取扱いにさせていただきます。 そして３点目に、両町が他の公共団体と協議会を設置しております播磨中央広域行政協議会につきましては、先ほどと同様に合併の前日をもって脱退し、新町において合併の日に参加をするという調整方針を出させていただいたところでございます。 以上でございます。
小寺（議長）	どうもありがとうございました。 ただいま説明のありました協議第５７号一部事務組合等の取扱いにつきまして、ご質問を受けたいと思いますが、１ページの協定項目の中に１、２、３と番号を打つんですが、１、２、２になっておりますが、１、２、一番最後の２を３にご訂正を願いたいと思います。 それでは、ご質問を受けたいと思います。 ご質問ございませんか。
小寺（議長）	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 ご質問等がないようでございますので、ここで採決に入らせていただきます。 協議第５７号一部事務組合等の取扱いにつきまして、原案どおり賛成の方は挙手をお願いいたします。 〔賛成者挙手〕

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	挙手全員であります。よって、協議第５７号一部事務組合等の取扱いにつきましては、原案どおり可決されました。 次に、協議第５８号一般職の職員の身分の取扱いについて、担当の分科会会長説明をお願いします。 佐谷分科会会長。
佐谷（分科会長）	分科会担当の神崎町佐谷でございます。 それでは、協議第５８号につきましてご説明を申し上げます。 一般職の職員の身分の取扱いについて。 一般職の職員の身分の取扱いについて提出する。 平成１７年１月２２日提出。神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋。 一般職の職員の身分の取扱いについてでございます。 この一般職の身分の取扱いにつきましては、２ページを見ていただきますと、一番下に法令的な根拠といたしまして合併特例法、これに職員の身分取扱いということで明記してございます。職員につきましては、合併によりまして現町の団体の職員としての身分はすべて失職となるわけでございますけれども、その職員につきましては、合併後も引き続いて合併市町村、いわゆる新しい町の職員としての身分を保有するということで、法律的に明記しているところでございます。 ３ページを見ていただきますと、ここにおきましては職員の定数ということで整理しております。 職員につきましては首長、いわゆる町長の任命によりまして職員となるわけでございますけれども、それぞれの部局、法令的に任命権者が定められておりまして、その辺を整理しますと、２町におきましても、そこに書いておりますように、町長の事務部局、それから議会の事務部局、選挙管理委員会、監査委員、それから教育委員会、農業委員会こういったことで定数を定めることになっております。 神崎町におきましては、例えば町長の事務部局につきましては７１人に対しまして実人員の職員数が７１人。大河内町におきましては、定数６８人に対しまして６４人ということで、定数に対しましての実数を整理しております。 その町長部局から中段の企業関係、いわゆる水道、下水道ここまでの部局を合わせますと神崎町におきましては、定数的には１２４人、実数では１０６人となっております。大河内町では、９８人に対しまして８４人。そのほかに派遣職員、先ほど事務組合等での説明がございましたけれども、これにつきましてはそれぞれの組合が直接雇用い

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	たしました職員もある組合もあるわけでございますけれども、構成町の協議等によりまして、構成町から派遣をしているというそういう実態で現在職員の派遣をしているところでございます。 この派遣職員を見てみますと、北部行政事務組合、いわゆるクリーンセンターにつきましては、神崎町からは１名、給食センターにつきましては７人、それから社会福祉協議会あるいは中播農業共済事務組合、神崎郡北部病院事務組合、こういったところにつきましても、神崎町からそれぞれ派遣しておりまして、中播農業共済につきましては、大河内町からも１人を派遣しているという状況でございます。 下段の方に訪問看護あるいはケアステーションかんざきということでお示ししておりますけれども、これにつきましては医療関係部門の技術職、これの専門職員でございまして、これにつきましては直接町が採用せずに、北部病院事務組合からの技術職を派遣してもらっているということでございます。これが７人、それからケアステーションでは４人おりまして、このそれぞれ７人、４人とも病院事務組合から派遣しているということでございます。 この派遣職員を消去いたしますと、職員数実数で２８人、うち１１人につきましては北部事務組合からの派遣をもらっているというところでございます、神崎町におきましては、合計をいたしますと実数で１３４人ですけれども、そのうち１１人は病院から派遣してもらっているというところでございまして、１２３人が実際の職員ということになってまいります。 大河内町につきましては、職員数をトータルいたしますと、実数で８５人という数字になっております。 それから次に、４ページ、５ページの関係でございますけれども、ここにつきましては給料表等につきまして整理をしております。 職員の給料につきましては、４ページに書いておりますように、行政職の給料表、それから５ページでは医療職の給料表の（二）、それから３では医療職給料表の（三）、そして４では技能労務職の給料表ということで、こういったそれぞれの職種によつての給料表を設けております。 ４ページの行政職の給料表につきましては、先ほど申し上げました町長の事務部局、これを見てみますと、１級から８級という８段階の給料表の構成、大河内町につきましても１級から８級までの構成となっております、それぞれの級におきまして組織的に職階制を設けておりまして、その職制も踏まえながらこの級に格付をしておるところ

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	でございます。 では議会の事務局、では教育委員会の事務局、では農業委員会の事務局。大河内町におきましてはで選挙管理委員会の事務局、の監査委員の事務局ということで給料表の位置づけがなされておまして、それぞれ課長あるいは係長、主査、主事とかこういった職制を設けておまして、この職制につきましては神崎町あるいは大河内町におきまして若干差異があるところでございます。 それから、5ページでは医療職ということで、神崎町には医療職の（二）あるいは（三）ということでありますけれども、大河内町ではこの給料表がございません。 神崎町におきましては、ご承知のように訪問看護ステーションあるいはケアステーションかんざきということで、先ほど定数のところで少し申し上げましたけれども、医療技術部門の職員を配置しておまして、その職員に対する給料表の適用ということで、行政職の給料表とは異にしているわけでございます。 それから、4の技能労務職の給料表でございますけれども、内容を見ていただきますと、用務員とかあるいは自動車の運転員とか工技員とかこういった現業職員につきましては、技能労務職ということで給料表を別途設けているところでございます。 それから、6ページでは給料関係をうたっておまして、この給料につきましては、それぞれの給料表について、先ほど申し上げましたけれども、初任給こういったものにつきましても基準をしっかりと設けて職員の給料を設定しているというところでございまして、1の給料におきましては、行政職では先ほど申し上げました8級制、大河内町も同じくでございまして、これらにつきましては県内で構成しております町村会、これが準則、基準となります規則を制定しておまして、これに基づいて適用しているところでございます。 それから、その下の医療職給料表の（二）、これにつきましては先ほども申し上げました神崎町におきましてのケアステーションに勤務する職員、それから医療職の給料表（三）におきましては訪問看護ステーションに勤務する職員、そして技能労務職につきましては2級制をとっておりまして、これも町村会の準則を採用しておまして、大河内町と同じということでございます。 2におきましては、初任給につきまして規定しておまして、正規の職員あるいはその他ということで書いておりますけれども、これも町村会の準則を採用しておまして、試験採用の中で上級、中級、初

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	級ということでございますけれども、初級につきましては一応高卒を基準といたしました試験採用ということになっておりまして、現在職員の採用につきましては、一般的にこの初級での位置づけということで高卒での初任給ということで位置づけをしておるところでございます。 以下、医療職（二）あるいは医療職（三）につきましても、同様の初任給の格付をしているというところでございます。 技能労務職につきましては、年齢別の初任給基準ということで、これも町村会の準則を適用しているところでございます。 ２ページに返っていただきますと、そこへ課題、問題点ということで上げておりますけれども、先ほど身分の保障ということにつきましては申し上げましたけれども、職員の任免あるいは給与、その他の取扱いに関しましては、公正に処理するというところになっておりまして、それぞれの制度に基づいて、著しい不均衡が生じないように調整を行うことが必要でございます。 現況比較におきましても、先ほど説明の中でもご理解いただきますように、それぞれの職階制におけます職務、これが同じ職務もございまして、あるいは２町それぞれ独自の職制というんですか、職務にも差があるという部分もございまして。 それから、給料表につきましては、２町とも医療職の給料表を除きまして、町村会の準則の給料表を使っているということで、これらにつきましては同様でございます。 そこで、２の調整方針でございますけれども、先ほどの身分の取扱いの公正性、これらを勘案いたしまして、身分の取扱いにつきましてはすべて新町の職員として引き継ぐ。 それから、（２）の職員数につきましては、新町におきまして定員適正化計画を策定いたしまして、定員管理の適正化を図る。 それから、給与につきましては職員の公正性あるいは適正化の観点から、職員団体、勤務条件等につきましては、職員団体との協議ということが必要でございますので、この協議を経まして調整して、速やかに統一を図るということにいたしております。 職階につきましては、人事管理あるいは職員の処遇の観点、また組織の観点から、合併時に職名とともに、先ほど申し上げました級別標準職務表、これらを調整いたしまして、新しい組織におけます職階制、これらを勘案しながら統一していくというものでございます。 この定員適正化計画につきましては、ご承知のように合併のメリッ

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	トあるいはねらい、これらの中でやはり合併によります効率性あるいは合理的な行政運営ということもございまして、これらを勘案しながら適正化計画を策定し、それに基づいて運営していくという観点を持っているところでございます。 以上、この身分の関係につきましては、以上で終わらせていただきます。 どうもありがとうございました。 ただいま説明のありました一般職の職員の身分の取扱いにつきまして、ご質問等をお受けをいたしたいと思います。 ご質問等ございましたら、どうぞ。
立石委員	立石委員、どうぞ。 大河内の立石でございます。 1点だけひとつ伺いをしておきたいなあと。すなわちこの4項目の調整方針について別に異議も異論もないわけなんです、2番目の職員数という項目がございまして。この合併問題のやっぱり一番財政的な、経費的な面のメリットの人員というのは、特別職を含めて合併の最大のメリットという経費の中で言われている部分でございまして、この定員の管理というのは、現状の2町の職員をごっそりと新町に持っていく。こりゃ身分の保障の関係から当然の話でございまして、この定員管理をやっていくというのは、我々の常識で言うと、新町において定数ということを条例でうたいながら、その範囲で管理していくというのが常識になっておるわけなんです。 当然、時間の経過とともに自然淘汰という形の人員管理しか、私は首切るわけにはいきませんので、整理するわけにはいきませんので、そういう観点から非常に数十年という長いスパンで人員計画を立てていかないかんとこういうことになると思うんです。したがって、この適正計画なるものは、新町発足と同時に、やはり議会の審議を経て、我が町の適正人員はこれぐらいが適当であるという条例を、うたい込みをやって、それに向かって人員計画を遂行していくと、こういう手法がとられるべきだろうと思うんですが、そこらあたりの考え方、幹事会でそういう議論が出たのかどうか、そこまで突っ込んだ話ができていないのか。ここら会長さんを含めて、そこらの考え方だけはちょっと聞かせてほしいなと、こういうふうに思います。
小寺（議長） 足立（会長）	それでは、足立会長。 今、立石議員のおっしゃるとおりでございまして、この関係につきましては、新町建設計画に対する財政計画におきまして、いわゆるシ

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	ピアな形で職員数を計上をいたしております。 すなわち定員計画といいましょうか、類似団体と比較して、あるべき職員数を想定いたしながら、１０年間で３０名程度の減数になる計画がなされておりました、これが人件費の積算基礎ということでシミュレーションにきちっと計画をされておるわけであります。 その手法といたしましては、やはり採用をできるだけ抑制をし、そして退職を待つと。いわゆる勧奨という面もあるわけではありますが、そういった定員管理の中で勧奨等も行いながら、ただ職員に不利益が生じないというような対応の中から職員数を少なくしていくということが計画として上がっておるわけであります。 なお、確かに類似団体と比較いたしますと、町民の負担する人件費が非常に大きな差がある。例えば、神崎町いつも言うわけではありますが、神崎町は人口１，０００人当たり１１人ですが、１１１人ぐらいおるんですが、その職員の１人当たり負担額が１１万円ぐらいあるんですが、類似団体になりますと大体８万円程度、いわゆる１万３，５００人の職員費、職員の給与費が住民が負担する額が大体８万円から８万５，０００円程度になるわけでありまして、その額にできるだけ早く落ちるようなことを考えなくてはならないと考えられるわけでありまして、そのために職員の抑制、抑制といいましょうか、適正管理の中でそういう減少を図っていく必要があります。 すなわち、当然でございます。２つの町が一緒になって共通ポストがあるわけではありますが、これは当然減数の対象になるということになるでありましょう。ただ、そのことによって職員が不利益を生じない措置というのは当然でございます。 そこで、地方交付税の算定では１０年間、いわゆる合併前の状況で算定をするということが認められておるわけでありまして、現在の両町の職員がそのまま合併に移行いたしたといたしましても、１０年間に付きましてはその人数について、人数といいましょうか、適正人数について、交付税では算定ができることになっております。 ただ、１０年を超えてまいりますと、あと５年間段階的に下がり、さらにその後、いわゆる一本算定、２町１万３，５００人の一本算定ということになるわけではありますが、そのときに職員数が減数をしていない状況であれば、それは大変大きな問題になってくるということでございます。 したがって、財政計画はそのような状況を踏まえて、きちんとシビアに計画をさせていただいておるというところでございます。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 立垣（幹事長）	ありがとうございました。 次に、幹事会の内容等につきまして、立垣助役お願いいたします。 大河内町の立垣でございます。 ご質問の中で、幹事会でも定員管理等について議論がなされたかというふうなご質問だったと思います。 先ほど足立会長さんの方から申されたとおりでございますが、定員管理につきましても幹事会の方で協議をさせていただきました。 内容につきましては、これからになってまいろうかと思いますが、まず類似団体あるいは先進市町も含めた中での計画をきちっとする必要があるのではないかなというふうなご意見が大勢を占めております。したがって、今後新町になった場合の組織の運営のあり方、そういったものも含めまして、定員管理については具体的に検討をしてまいりたいというふうに考えております。 以上でございます。
小寺（議長） 立石委員	立石委員、どうぞ。 大河内の立石です。 ちょっと私の質問の仕方が悪かったようでございまして、実は今説明されたことは以前にも説明を聞いてわかつたんですが、この定員管理なるものをやっぱりその町の規模に合うた、条例でやっぱり定員管理をしていくというのが通例ですわね。 まず、現実には１．５倍、１．３倍の人員オーバーであるけれども、将来に向かって新町の適正人員はこれですよという条例でうたい込みをして、経過措置の中で１０年でそれに近づけていくというような定員管理の手法がとられるのかどうか、この点のことなんです、実は。 よろしくをお願いします。
小寺（議長） 足立（会長）	足立会長。 この件につきましては、非常に難しい問題であろうと、このように思います。 それは、私たちがこれまで現在進めておりますのは、一定の定員管理の中で、臨時的に行政事務が多くなるときについては、嘱託あるいは臨時職員で対応いたしておるわけでありましたが、それがあつた程度年度が長くなるといったような状況がないことはないわけでございますが、そういったときに正規の職員を採用するかどうかというような問題も踏まえて検討しなくちゃなりません。 したがって、当初から定員計画をきちっと定めて、何年後に何ぼというようなことが果たしてできるのかどうか。理想はそのような

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 立石委員	ことが理想であろうと思うんですが、技術的にそれが可能かどうかということについては、今ちょっとなかなかお答えはしにくいと思います。しかしながら、その精神は当然尊重すべきであろうと、このように思いますので、ご質問の趣旨にかんがみまして、十分な検討をした上でまた回答をさせていただきたい。この場ではちょっと私も回答しにくい点があります。 立石委員、どうぞ。 大河内町の立石でございます。 今、現段階では非常に難しいという話でございますが、私はやっぱり一つの定員管理というのは、条例に目標値として、歯どめとしてうたい込んで、その年次年次の状況に、それを目標にして最終的にはうちの町では適正定員はこれに近づけるという一つの目標値として、ぜひそういう手法だけは、歯どめだけはかけた中で努力、新町になってもやっていただきたいなと。 これは答えが別に今、的確な答えはなかなか出ないでしょうけれども、これは協議会の一委員が強力をお願いしたという意見で、ぜひ議事録にとどめておいてほしいと、こういうふうに思います。 以上です。
小寺（議長） 足立（会長）	足立会長。 いわゆる条例定員と実職員数の差をどう考えるのかというところで少しご答弁ができないわけございまして、定数はきちっとやったとしても、そのとおりに職員が採用あるいはまた退職することができるのかどうか。 実際定員、いわゆる条例定員より職員が多い場合は、それはどういう形になるのかどうか、その辺を、条例違反の職員が在籍しておるといふそのことについてどう考えるのかという問題等が、私ども今のところ判断がなかなかできないということでお許しをいただいておりますが、発言の趣旨は十分理解をいたしますので、十分な対応をさせていただきたいと、このように思います。
小寺（議長） 上野（副会長）	上野副会長。 少し立石委員さんの議論を補完する意味で、今の現況と今後のいわゆる定数条例の扱いの中で少し議論をさせていただきたいなというふうに思います。 この３ページの中で、現状の職員で神崎町、大河内町で、派遣職員という形の中で職員数があるというふうに思います。大河内の場合、中播農業共済事務職員が派遣職員として１人上がっているわけです。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	が、ここに分類をさせていただいておりますのは、採用のときの条件がありまして、定数外というような形のところに分類がされているのではないかなというふうに思うんですが、本来町長部局の６８人中、正確に言えば６６人の中の１人だというふうに思います。 その中で、神崎町の特に中播北部事務組合、それから社会福祉協議会、中播農業共済事務組合、この部分とそれから北部病院事務組合が例えば条例化されとんかされてないんかというこういう部分の今後の整理も、実際のところ条例整備として必要ではないかなというふうに思われるんですが、その部分について神崎町の今の現状の条例と条例がどうなっているかというのが十分に把握をしておりませんので、その点についても、今後新町で条例化するときには留意をする必要があるのではないかなというふうに思います。 ほかにございませんか。 松山委員、どうぞ。
松山委員	大河内町の松山です。 調整方針の３番の職員給与のところ、適正化の観点から職員団体との協議を経てと書いてありますけど、その職員団体とは具体的にはどういう団体なんでしょうか。
小寺（議長） 佐谷（分科会長）	佐谷分科会会長。 これ自治体におきましては、公務員につきましては、いわゆる争議権とかそういったもののその規制がございまして、それにかわりますと民間と違うところは、そういった規制の中で一方的に理事者側が給与あるいは服務条件とか勤務条件、こういったものを一方的に決めますと、そこにどうしても不合理が出てくる場合、危険性がございます。こういったことを職員と、それからいわゆる任命権者、首長ですけれども、その間での話し合いが、これが協議というふう言っているわけでございまして、管理職を除きました職員で、これがいわゆる職員団体、職員で構成している団体でございまして、いわゆる民間で言いますと労働組合というそういう観念でございまして、そういったいわゆる管理職に準じる職員も含めてですけれども、そういった職員を除きました中で、職員で構成されておりまして、それが登録されている必要があるわけですから、そういった団体を示しております。
小寺（議長） 松山委員 小寺（議長）	よろしいですか。 はい、結構です。 ほかにございませんか。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
中山委員	中山委員、どうぞ。 神崎町の中山です。 この定数の問題のところなんです、参考までに伺いたいと思います。 神崎町と大河内町と合併すると1万3,500人程度になりますと、大体県内とか日本でその1万3,500人程度の町の定数って、参考までですが、大体わかるでしょうか。
小寺（議長）	それでは、佐谷分科会会長。
佐谷（分科会長）	これにつきましては、2町の財政計画あるいはシミュレーションの中でも採用しておりますけれども、同じような同規模の団体、いわゆる類似団体と言っておりますけれども、それから引用いたしますと、144名が類似団体の数字でございます。 この派遣職員とかこういったものは除いております。
小寺（議長）	ほかにございませんか。
上垣委員	上垣委員、どうぞ。 大河内町の上垣です。
	素人的な質問で、素朴な質問だと思うんですけども、いわゆる今は定数、定数ということがしきりに上がっておりますけれども、私個人的には少なくともこれは定数適正化ということであれば、当然こういう項目は当然なことだろうと思うんですけども、いわゆるこのごろ事務処理の多様化ということで、いわゆるその時代時代の事務処理が非常に多様化されて、一般的にいわゆる仕事量というんですね、非常に多彩にわたって、職員の方には取り組んでもらっておると思うんです。そういう中で、そういうことを踏まえまして、いわゆる定数ありきという考え方じゃなしに、ある面では雇用化、要するに雇用か賃金かということも重要な、いわゆる適正化の中の大きな要素であろうと思うんです。 だから、一方的に類似団体等々ということも当然ありますけれども、その辺も含んでいただいて、今後十分議論をしていただきたいと思います。 以上です。
小寺（議長）	足立会長。
足立（会長）	やはり基本的には議会の議決をいただいた職員の定数定員、その定数計画をしっかりと立てるということでございます。 これは普通会計等にかかわる一般事務を大抵特定、地方自治法で特定されておりますから、それが可能だと思うわけではありますが、ただ

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	今上垣委員さんおっしゃったように、いわゆる多様化、いわゆる地方分権等で必ずしも地方自治法に定める条項以外のものも出てこようと思います。これが臨時的なものであれば、いわゆる外部委託にするとか、あるいはアウトソーシングでやるとかというような、将来的には大きな、行政コストを負わないというまず工夫を行いまして、やはりその状況でもまだ職員が必要という場合については、嘱託をやるのか、臨時職員で対応して、短期間の雇用を考えるとといったようなことが望ましいんじゃないかと、このように思います。 一たん雇用いたしますと、１人１億円という債務負担ということにもなりますので、将来的にはそういった債務負担も十分考慮に入れた採用を行っていかなくてはならないんじゃないかというふうに思いますので、上垣委員さんのおっしゃったことについては、いろいろの工夫の中で職務遂行に生産性を上げるといった意味から、一方ではコストの削減、一方ではやはり生産性を高めるというようなことを考えながら、いわゆる人件費の適正化を考えていきたいと、このように思います。
小寺（議長）	ほかにございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
小寺（議長）	それでは、大体質問が終わりましたので、質疑を打ち切らせていただきますして、採決に入りたいと思います。
	協議第５８号一般職の職員の身分の取扱いにつきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。
	〔賛成者挙手〕
小寺（議長）	挙手全員であります。よって、協議第５８号一般職の職員の身分の取扱いにつきましては、原案どおり可決されました。
	ここで暫時休憩いたします。再開は１０時３５分といたします。
	午前１０時２２分 休憩
	午前１０時３８分 再開
小寺（議長）	それでは、時間が参りましたので、再開をいたしたいと思います。
	それでは次に、協議第５９号総務関係事務事業（その４）財産区の取扱いについて、担当の分科会長の説明をお願いします。
	佐谷分科会会長。
佐谷（分科会長）	それでは、協議第５９号につきましてご説明を申し上げます。
	総務関係事務事業（その４）の財産区の取扱いについてでございます。
	総務関係事務事業財産区の取扱いについて提出する。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	平成17年1月22日提出、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋。 財産区の取り扱いについてでございます。 この財産区につきましては、ご承知のように法人格を持った特別地方公共団体ということで位置づけをされております。 最初に、財産区の概要を少し見ていただきますと、3ページでございます。 財産区は、神崎町におきましては3つの財産区、それから大河内町におきましては2つの財産区がございます。この財産区につきましては、ご承知のように明治、大正、あるいは昭和ということで、そういった時代の変遷の中で、大昔というんですか、昔におきましてはその地域の地の住民がいろいろ、まきとか炭とかを採集したり、あるいは採草、放牧とか、こういったことで利用されてきたわけでございまして、そういった経緯の中で植林がされ、部落有林として所有権が認められたり、そういう経過を踏まえまして、両町5つの財産区につきましては、昭和の合併の段階で旧村単位に財産がそのまま旧村で維持され、そこに財産区が生まれたという、そういう経緯の中で現在この財産区が存立しております。 議員定数あるいは報酬ということで見ていただきますと、神崎町の越知谷財産区では10人、栗賀財産区では12人、大山財産区では10人、大河内町の寺前財産区では11人、長谷財産区では9人ということで、それぞれ議員定数も差異がございます。それから、報酬につきましても、ごらんいただきましたとおり、それぞれが独自で財産区が設定をしておりますして、統一ではございません。それぞれの財産区の事情によりまして、それぞれの財産区で設定されているという状況でございます。 任期につきましては、いずれも4年でございますけれども、それぞれの財産区の任期のいわゆる始期、始めの時期でございますけれども、それも財産区によりまして差異がございます。神崎町では越知谷と栗賀が一緒ですけれども大山が違うのと、大河内町におきましては2財産区とも同じ任期の始期ということでございます。 それから、管理者及び報酬でございますが、管理者につきましては両町とも町長が就任しておりますして、報酬額を見てみますと、神崎町におきましては無報酬、それから大河内町におきましては有償ということで、これも差異がございまして、それぞれの財産区への首長の、管理者の関与というんですか、そういった部分で、いろいろ財産区に

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	よりまして報酬の扱いが変わっております。 それから、選挙権、被選挙権は、両町とも同じでございます。 事務担当で、越知谷財産区では森林組合職員、栗賀財産区では地区内の担当者を直接雇用していると。それから、大山財産区におきましても同じでございます。大河内町におきましては、町の行政組織規則、これにおきましてはそれで課の設定がされておりますけれども、実態といたしましてはそれぞれの財産区内に住所を有する役場の職員が専属的に担当しているという状況でございます、事務担当それぞれの今までの経緯の中で、事務局職員も各財産区によってまちまちの部分があるところでございます。 それから、経理の関係、予算の関係でございますけれども、これも神崎町におきましてはそれぞれの財産区の事務局で処理しておりまして、しかしながら予算管理等につきましては収入役あるいは管理者の決裁ということで手続を行っております。大河内町におきましては、町の特別会計に計上いたしまして会計管理をしているというところでございます。 以上が、大体それぞれの財産区で運営しております組織とか内容でございます。 次に、４ページでございます。 旧慣の制約のある財産の管理ということでございまして、財産区におきましては、もともとが山林ということが基本にあるわけでございます。その中で、先ほど申し上げましたように、昔からの慣例によりましてそれぞれの地域で、財産区におきまして、その中でもそれぞれの地域によって縁故使用地という形で管理されているところがございます。この縁故使用地におきましては、先ほど申し上げました縁故使用を認めておりまして、その使用料も徴収しているということでございます。大河内町におきましても一緒でございます。それと、目的外使用、これにつきましては、基本的には造林という形で縁故使用を認めているわけでございますけれども、議会が特に認めた場合に、承認した場合につきましては、目的外使用、いわゆる造林以外の土地の使用ということも認めているというところでございます、大河内町におきましても同様の扱いがなされております。 その縁故使用地につきましても使用料として取っておりまして、越知谷財産区では規定はございませんけれども、栗賀財産区あるいは大山財産区、それから大河内町におきましても２財産区ともその使用地に対しましての使用料を徴収しているというところでございます。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	それから、縁故使用地の処分につきましても、神崎町の越知谷財産区はございませんが、栗賀財産区、大山財産区におきましては財産区あるいは集落で5割ということでの配分、大河内町におきましては財産区が4、集落が6ということで配分がされているようでございます。 そのほかに、貸付地ということで直営地の貸し付けがございまして、これにつきましてもそれぞれの財産区、今までの関連の中でそれぞれの扱い、まちまちでございまして、そこに書いておるとおりでございます。 それから、無償貸付地もほかにございまして、墓地とか、あるいはため池、こういったものにつきましても無償で貸し付けしているというところもあるようでございますが、それにつきましては、維持管理は貸し付けをしている方で負担をしまして、その使用料は無料ということでございます。 それから、財産区の払い下げ地ということで少し触れておりますけれども、大河内町におきましては財産区から払い下げた財産があるわけでございますけれども、登記的にはまだ整理をしていく必要がある部分もあるということでございます。 以上が縁故使用地あるいは貸付地の状況でございまして、これにつきましては、それぞれの財産区の中で、今までの経緯の中でそれぞれの設定がされているというところでございます。 2ページを見ていただきますと、課題、問題点といたしまして、(1)の財産区運営におきましては、議員の定数あるいは任期、それから管理者あるいは議員の報酬、これらについてそれぞれの財産区におきまして差異がございまして、 会計処理につきましては、神崎町におきましては各財産区の事務局が管理しておりますし、大河内町におきましては町の特別会計で予算から現金の出納まで会計課で処理をしているという状況でございます。 事務局におきましては、先ほど申し上げましたように財産区が直接雇用したり、それから大河内町におきましては実態として、特定の職員ということで規定しておりますけれども、役場の職員が行っているというところでございます。 管理者につきましては、両町とも町長がついておりまして、同様でございます。 それから、旧慣の制約のある財産の管理ということでございます。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	て、公共的土地の管理という面からを勘案しますと、それぞれ財産区の関連によって取り扱っておるところでございまして、使用料、貸付料、それぞれが設定しておりまして、差があるという現況でございます。 そこで、２の調整方針といたしまして、財産区につきましては特別地方公共団体といたしまして現行のままで新町に引き継ぐということにいたしております。 そして、（２）の旧慣制約のある財産の管理につきましても、縁故使用地あるいは貸付地、払い下げ地、これらにつきましては従来からのそれぞれの財産区の慣例によって定めておりまして、これを一律にやるということはなかなか困難な部分があるわけございまして、こういった財産の取り扱いにつきましても現行のままで新町に引き継ぐということにいたしております。 以上でございます。
小寺（議長）	どうもありがとうございました。
	ただいま説明のありました財産区の取扱いにつきまして、ご質問等をお受けをいたします。 ご質問等ございませんか。
奥野委員	奥野委員、どうぞ。
	神崎町の奥野です。 調整方針の一番下の、町有あるいはまた財産区有の区分ができない土地があって、それを合併までに整理に努めるということなんです、これは現存たくさんあるんですか、ちょっとお伺いをいたします。
小寺（議長）	三谷総務課長。
三谷（課長）	大河内町の三谷でございます。
	この財産区が設立されたときの登記の仕方なんです、やはり当時はどちらも、大河内町で言いますと長谷村もしくは寺前村という形で登記がなされております。そういう中で、現在寺前村という形で残っている筆数が十何筆ほどございます。その分の地目を見ますと、本来でしたら町の行政財産なのか、それとも本来それぞれの集落にあります縁故使用地になるような土地なのかという部分での区分がついてないものですから、現在寺前村という形で残っているという状況でございますので、その辺は財産区または集落等と踏まえた中で、この時点ではっきりとした所有権というんですか、実際の利用等の内容からの判断する中で、財産区もしくは町という分の中での所有権移転をして

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
佐谷（課長）	いきたいということで、このように合併までに努力をしていきたいということでございます。 神崎町におきましても、４ページの一番下を書いておりますように、広い大きな土地ではないんですけども、ちょこちょこした土地も若干どうかというところも時たま発生しているという、そういう状況でございます。 その実態の全体の数字とか面積とか、その辺につきましてはなかなか把握できない状況でございます。
小寺（議長）	ほかにございませんか。 岩本委員、どうぞ。
岩本委員	大河内町の岩本です。 ４ページの財産区の払い下げ地についてお尋ねしたいと思うんですが、各集落に財産区からの払い下げ地があります。この際、合併を契機にして、登記の処理をしていただけるものかどうか、その点お伺いしたいと思うんです。
小寺（議長）	三谷総務課長。
三谷（課長）	大河内町の三谷でございます。 これも財産区と、それから集落との払い下げとされたときの経緯がございまして、これも財産区はもともと各集落が持ってます入会権というような山が、一時すべて財産統一という形で村の方に所有権が移転されました。その後、財産区というものができまして、財産区名義でそれぞれの山林を持ったわけなんです。そういう中で、昭和３７年ごろにそれぞれの旧来の入会権という慣行の使用権がございましたんで、ある部分の面積を集落に払い下げをしようということになりました。そういう中で、その払い下げした土地につきましては、一つの山の中の植え込みなり、植林がしてある部分を払い下げしましたので、１筆の山の面積の中で部分的に払い下げをしております。ですので、そういう部分について集落の所有権があるわけなんです、これを分筆して集落名義というんですか、そのように登記をしようと思えば、山全体の測量というんですか、地積等の確定が必要になってきます。ですので、そういう作業をしますと莫大な経費がかかるという部分の中で、一つは合併内というか、この際になかなか所有権移転というんですか、分筆登記をするという部分が難しい面がございまして、 それから、当時は、植えた山は形状というんですか、植林の区域がはっきりしていたんですが、それ以降伐採等もした中で、現在は境界というのがもう一つ明示、明らかにしにくいという部分なんかもござ

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 岩本委員	いまして、実務としましては即座にこういう分筆してそれぞれの所有権というものははっきりさせるのがベストなんですが、実際問題としてはなかなか難しいというのが現状でございますんで、そういう意味でのご理解をお願いしたいと思います。 岩本委員、どうぞ。 大河内町の岩本です。 いや、ご理解賜りたいというておっしゃりますけど、ちょっとご理解賜りにくいとは思いますが。いや、ほんまの。そら、これは難しい問題があると思うんですけど。けど、払い下げ時期が相当経過してるわけなんです。その当時のいきさつを私も知っておりますけれども、あえてここでは申し上げませんが、やはりこの際、合併を契機に何とかはっきりしていただきたいなというふうに思うわけなんです。仮に、このままの状態は何十年これは続くかもわかりません。そうなると、いつまでも財産区の名義であって、ただ地域との、財産区との確約書はあるかもわかりませんけれども、やはりこの際、私は整理していただきたいなというふうに思うわけなんです。そこは一遍考えてくださいな、難しい面があると思いますけど。 恐らくこれは、寺前財産区だけやなしに、ほかにもあるんじゃないかと思います、こういう例は。 管理者である町長さん、どない思うてです。
小寺（議長）	それでは、さきに総務課長がお答えをします。後また会長の方から。 それでは、三谷総務課長。
三谷（課長）	大河内町の三谷でございます。 さっき、岩本委員さんのおっしゃるとおりでございます。 そういう中で、一つは、手順としましては、山の地積そのものが確定した段階でこのようなことができてようかと思えます。それで、今の地積等の中の事務が、新町におきますところの山におきますところの地積を進める中で、新町の山林部分全体の地積の確定という部分の中で、今現在残してますようなこの分についても精査をとというのが、整理をしていきたいというような運びになるかと思えますんで、時間については即座には、今ご希望の分についてはお答えすることができないという部分でのご理解をお願いしたいと思います。
小寺（議長） 足立（会長）	次に、足立会長、お願いします。 申しわけない話でございます。 後は、財産区と、いわゆる払い下げた権利者と義務者が十分お話

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 上垣委員	し合いをして、多分お金はかかると思います、金の負担の問題等もきっちりと話し合いをして実行していただきたいと思います。 ただ、今回、そういった形で議論が提議されまして、その箇所をしっかりと位置づけをしておく、後に残していくということも大変重要ではないかなと、そういうふうに思います。したがって、まずはしっかりとそういった状況がどういった状況にあるかということ記録を残しまして、そして今おっしゃいましたことについて誠意を持って解決に向かっていくと。当然ながら、両者、義務者、権利者の費用負担については、当然当事者の負担ということでお願いしていくことになると思います。 よろしくお願いいたします。 ほかにございませんか。 上垣委員、どうぞ。 ちょっと事務局の方に質問をさせていただきます。大河内町の上垣です。 以前、第１４回の協議第５２号で出ておりました中で、多分、たしか財産区ということが上がったと思うんですけども、その第１４回の５２号との関連づけというのは、ここのいわゆる一番表のところに何か関連づけをする必要があるんかいなと思うんですけども、その点はいかがでしょう。 これは私だけの考え方かなと思うんですけども、１４回の協議第５２号で、いわゆる会計上の関係で協議が済んでおろうかと思うんです。だから、そのこととの関連を若干触れておく必要があるんじゃないかという気がするんですが、その点いかがでしょう。
小寺（議長） 浅田（事務局）	浅田次長、お願いします。 昨年１２月２６日の、１１月ですか、第１４回では財政協議をしていただいた中で、両町のそれぞれ予算編成の中におきまして一般会計、それから各種の特別会計があるといった中で、大河内につきましては、先ほどの財産区の中の説明でございましたように、寺前、長谷財産区の会計を町の会計の中の特別会計で処理をしておりますので載せておりますというところでございます、そのあたりの会計につきましても、現時点では大河内はそういう形で町の特別会計で対応しておりますけれども、神崎町の方はいわゆる森林組合、また地元雇用といった形の中で処理をされております。当然、５つの財産区の管理者はそれぞれの町長が管理をされておりますので、決裁という部分では同じなんですけれども、会計方式とかそういったものが若干違うとい

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 上垣委員	うところで、前回の財政関係の協議では財産区の名称を上げさせていただきました。そのあたりにつきましても、現在総務企画部会の方で5つの財産区の事務局の方々とお話をさせていただいた中での一つの方針を出しておるんですけれども、そういった会計方式、事務職員の担当のあり方、そういったものにつきましては、今後の一つの大きな協議の課題ということで現存のまま新町に引き継ぎ、先ほど言われました山林のそういう払い下げ地の問題、そういったものも含めながら対応してまいりたいというところでございます。 以上です。 上垣委員、どうぞ。 大河内町の上垣です。 一応、今回の59号の中にいわゆる関連があるかと思うんで、何らかの方法で表現できたらなという思いがしておりますが、その点、再度、いかがでしょうか。
小寺（議長） 足立（会長）	足立会長。 上垣委員のご発言の問題につきましては、今浅田次長からご説明を申し上げましたように、さきの会議におきまして、そのことにつきましては新町に引き継ぎまして、引き続き検討するという形になっております。したがって、新町になりましたら、今の問題、岩本委員から提案がありましたことも含めまして新町で議論していくということ、その方向を。特別会計を置くのか、あるいはまた財産区で持っていただくのかどうか、そういったことを含めまして検討する。とりあえずは、長谷財産区、それから寺前財産区の会計はいわゆる新町で処理するというを引き継ぎまして、さらに検討を加えるということになるのではないかと思いますので、そのような形で、今回は分かれておりますけど、一体ではございませんけれども、2つの協議事項の中で議了をさせていただきたいと、このように思います。
小寺（議長）	ほかにございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕	
小寺（議長）	ないようでございますので、ここで質問を終結をさせていただきます。 次に、採決に移ります。 協議第59号総務関係事務事業（その4）財産区の取扱いにつきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。 〔賛成者挙手〕
小寺（議長）	挙手全員であります。よって、協議第59号総務関係事務事業（そ

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
三谷（分科会長）	の４）財産区の取扱いにつきましては原案可決されました。 次に、協議第６０号財産の取扱いにつきまして、担当の分科会長の説明をお願いいたします。 三谷分科会会長。 大河内町の三谷でございます。 それでは、協議第６０号の財産の取扱いについてご説明を申し上げます。 協議第６０号財産の取扱いについて。 財産の取扱いについて提出する。 平成１７年１月２２日提出、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋でございます。 まず、２ページの方をごらんいただきたいと思います。 まず、財産の取扱いでございます。 財産と申しますと、土地、建物、それから債権、これは出資金とか貸付金及び債務ということで、地方債なり債務負担というようなものがございます。これらの財産につきましては、通例的には新町に引き継ぐというような調整方針になっているところでございます。この場合ですと、地方債とか債務負担行為というように負の財産につきましても新町に引き継ぐというような形の中でしております。こういう中で、これまでの協議会の中で出資金とか出捐金、ましては貸付金、基金等につきましては提案等をいたしてきたわけですが、財産の取扱いという項目につきましては町村の存立にかかわるところの基本的事項という大きな調整項目になっておりますので、このたびは今までに提案しなかったもの、また提案したものにつきましても再びここで掲げさせていただいておりますので、本日、今までに提案してきていなかった財産の内容についての現況を申し上げたいと思います。 まず、３ページの方をごらんいただきたいと思います。 ここでは、土地と建物の分についての現況比較表を作成をいたしております。それぞれ両町におきましては、行政目的に使いますところの財産、また特に行政目的を持っていない普通財産として土地なり建物を所有しているところでございます。 項目別に申し上げますと、本庁舎ということで、神崎町につきましては、ここに掲げてますように、土地としましては３，９８６平方メートル、建物につきましては１，７８７平方メートルの建物を所有しているところでございます。一方、大河内町につきましては、土地としまして１万２，７７７平方メートルの庁舎としての土地を所有し、ま

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	た建物としましては4,272平方メートルの施設を有しているというところでございます。 また、1段下がっていただきまして、その他の行政機関として、それぞれ土地、建物として数字を上げている状況でございます。神崎町につきましては健康増進センター、ケーブルテレビの局舎等がこの段の数字として上げているところでございます。一方、大河内町につきましては、長谷支所と保健福祉センターの数字をそれぞれ掲げているところでございます。 その他の行政施設としまして、学校・幼稚園のものも、それぞれ土地、建物別に上げております。神崎町におきましては、中学校が1校、小学校が4校、幼稚園が5校でございます。一方、大河内町につきましては中学校が1校、小学校が5校、小学校と共有している部分がございますが幼稚園が5校とがここに掲げている数字でございます。 次、公営住宅でございますが、これにつきましては神崎町は柏尾と福本の団地を有してるところでございます。一方、大河内町につきましては比延と小西、川崎の町営住宅を有しているところでございます。 次、集落集会所でございます。神崎町では、通常公民館と言われておりますが、大河内町の土地の部分のみに数字が上がっておりまして、9,720平方メートルにつきましては町が購入したものまたは所有してあるところに集落の集会所が建設されたという分の面積でございます。7集落分を上げております。また、これまでそれぞれ集落につきましては集会所を有しているところでございますが、管理の実態がそれぞれの集落に移管しているという状況でございますので、それぞれ両町とも一集落一つずつの集落集会所を有しておりますが、そのような関係でここには数字として上げていないということでございます。 次、観光施設でございます。観光施設につきましては、神崎町はグリーンエコーとか、それからヨーデルの森です、このようなものの数字をここで上げております。また、大河内町につきましてはモンテローザ、それから峰山のリラクシアの建物等の数字をここに上げております。 また、社会教育施設でございますが、神崎町におきましては中央公民館、それから体育館、それから町民グラウンド、きらきら館等の数値を上げているものでございます。一方、大河内町につきましては町民体育館、それから埴岡の運動公園、温水プール等の数値を上げております。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	次、下の公園でございますが、大河内町の公園の土地につきましては、現在の役場南にございますふるさと広場と、それから上岩の公園、水車小屋があるところの公園ですが、その分の数字を上げております。 それから、その他の施設でございます。これは、神崎町につきましては福本遺跡の用地、またフードセンター、あじさい園等の数字をここに上げております。それから、一方、大河内町につきましては保育所なり駐在所の用地、それから農業作業所等の数字をここに上げていくところでございます。 次、その下の普通財産の方でございますが、宅地につきましては、神崎町は旧大山支所の土地、大河内町につきましては旧庁舎の用地なり駐車場の用地を上げていくところでございます。 また、原野雑種地等につきましては、それぞれ地目上というんですか、現況は田畑が主でございますが、学校なんかの実習農地とかいろんな事業で取得しました代替用地としている、持っているものをそれぞれ面積として上げております。 次、山林でございますが、山林につきましては、神崎町は中学校林として有している山林でございます。また、大河内町につきましては特別養護老人施設あやめ苑に貸し付けておりますところの山林の面積を上げております。 このように、土地、建物につきましては、両町このような財産を有しているという状況でございます。 また、その下の民有地の借入れというところでございますが、実際町には所有権がございませんが、行政運営上どうしても必要な土地ということで、それぞれ民間、個人さん等から借り入れている土地が、それぞれ神崎町につきましては47万5,923平方メートル、大河内町につきましては1,718平方メートルでございます。これらについても参考のためにここに上げさせていただいております。 また、それぞれの特別会計として財産を持っております。一番下の表でございますが、上水道の施設として利用するもの、配水池等でございますが、神崎町につきましては土地が9,426平方メートル、建物が339平方メートルあります。これは企業会計として処理をしておりますので、上水道施設ということで掲げております。 それから一方、大河内町の簡易水道、それから神崎町の簡易水道としての土地として、ここに上げてますように、両町それぞれ土地なり施設を有しているところでございます。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	また、下排水処理施設につきましても、両町ここに上げてますような土地もしくは建物の面積を有しているところでございます。 また、分譲宅地用地としまして、神崎町につきましては貝野団地、それから大河内町については西山下の分譲宅地等の用地で、これらの土地を有しているところでございます。 また、一番下の産業廃棄物の処理施設としてでございます。大河内町にありますニガタケの残土処分地としての用地を2万9,488平方メートル有しているという状況でございます。 これらが特別会計の財産の状況でございます。 4ページ、5ページ、6ページにつきましては、既にこれまでの協議会等でご報告申し上げましたので割愛させていただきまして、7ページの方をお願いしたいと思います。 特に大きな物品ということで、ここでは両町が有してます車両等についての比較表を作っております。 ご説明の前に、1点ご訂正をお願いしたいと思います。それぞれ各項目で、自動車の項目というんですか、区分をしておりますが、一番上の方に「普通乗用車」という表現をいたしておりますが、これは乗用車のみならず貨物等も含んだ数字でございますので、「普通自動車」という、大変申しわけございませんが、訂正をお願いしたいと思います。以下、「普通乗用車」という表現が3カ所ございますが、すべて「普通自動車」ということで説明をさせていただきたいと思います。 あと、両町につきましてもそれぞれ車両等を有しております、まず一番上の一般会計という分でございます。 ここには通常の行政業務に使いますところの普通自動車、それから軽自動車、それからマイクロバス等を上げております。また、消防の行政に使用しますところの消防指令車、それから消防ポンプ自動車、普通積載車、それから軽四積載車等もここに掲載いたしております、神崎町では合計で57台、大河内町では39台でございます。その中で、大河内町の消防関係車両につきましては、地元からの負担金というんですか、そのようなものを徴して購入をしているという状況でございます。 次、2番目のリース・貸与自動車ということでございますが、リースにつきましては現に、実際に現時点では町の所有権はないわけなんです、実際行政運営上必要な車の台数というんですか、現在行政運営で利用している車の台数を知るという部分で、ここでリース車両に

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	つきましても上げております。普通乗用車につきましては、神崎町ではリース車両が１台、大河内町はリース車両が２台、４台の所有車がございますが、そのうち４台につきましては法人または第三セクター等に貸し付けている車両が４台あるということでございます。以下、軽自動車につきましても同じように大河内町ではリース車両が３台あり、第三セクター等に貸し付けている車が４台あるという状況でございます。また、マイクロバスにつきましても、大河内町は２台のマイクロバスを法人なり第三セクター等に貸し付けているという状況でございます。 次に、下の段で、特別会計の方でございます。 特別会計につきましてもそれぞれ車を所有いたしておりまして、上下水道関係で神崎町は合計台数で６台、大河内町は３台の車を所有しているところでございます。 また、神崎町におきましては訪問看護事業で軽自動車を９台。 また、ケアステーションの事業で普通車、軽自動車合わせて３台の車を所有しているという状況でございます。 これら、町全体としましては、神崎町は７６台の車、また大河内町は５６台の車で現在行政運営をしているという状況でございます。 次、８ページでございます。 ここは先ほどの特別会計の中での上水道、また簡易水道事業の中で土地の面積、建物の面積等をご説明申し上げましたが、神崎町におきましては、これらの事業につきましては公営企業会計方式という形で運用されています。それなので、それらの財産につきましては資産等という形で、金額の方にかえて管理をされていますので、それぞれの水道、下水道等についての資産額等の数字がこのような形であらわれているということでございます。一方、大河内町につきましては公営企業会計方式を用いていませんので、それぞれの財産を資産額等としての表示ができないという状況でございます。 これらの現況を踏まえまして今後の調整方針ですが、通例と同じような形の調整方針になるわけでございますが、これらや説明しました財産等も含めて、すべて合併時点で所有している財産につきましては新町に引き継ぐものとするということでの調整方針といたしたところでございます。 以上が協議第６０号の内容でございます。 ただいま説明のありました財産の取扱いにつきまして、ご質問等がありましたらお受けをいたしたいと思っております。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
松原委員	松原委員、どうぞ。 神崎町の松原です。 ３ページなんですけども、普通財産の宅地の件で、１，９４９平米ですか、これにつきましては旧大山支所ということになっとるんですけど、建物についてはどういうふうな考え方でしょうか。
小寺（議長）	佐谷総務課長。
佐谷（課長）	建物の方につきましては、財産区の方の所有になっているかと思えます。
小寺（議長）	松原委員、どうぞ。
松原委員	神崎町の松原です。 かと思えますじゃなしに、ちょっと後で調べていただきたいんですけども、それでよろしいでしょうか。
佐谷（課長）	はい、わかりました。
小寺（議長）	ほかに。
上垣委員	上垣委員、どうぞ。 大河内町の上垣です。 机上に資料がありました３ページの分の扱いは、これ差しかえということでもよろしいんでしょうか。
小寺（議長）	これ、会議当初に事務局からもお願いしましたように、３ページ、４ページにつきましては、本日テーブルの上に置いておりましたのが新しいのでございまして、差しかえをしていただいてお願いをいたしたいと思います。 ほかにございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
小寺（議長）	ご質問がないようですので、採決に移りたいと思います。 協議第６０号財産の取扱いにつきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。 〔賛成者挙手〕
小寺（議長）	挙手全員であります。よって、協議第６０号財産の取扱いにつきましては原案どおり可決されました。 ここで暫時、ちょっと５分、休憩をいたします。 再開、１１時３０分といたします。 午前１１時２５分 休憩 午前１１時３４分 再開
小寺（議長）	再開をいたします。 それでは、次に移ります。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
浅田（事務局）	次に、協議第 6 1 号新町の名称についてお願いをいたしたいと思いをします。 この件につきまして、これまでの経過等を踏まえまして事務局の説明をお願いいたします。 浅田次長。 それでは、協議第 6 1 号新町の名称について。 新町の名称について協議する。 平成 1 7 年 1 月 2 2 日提出、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋でございます。 本件につきましては、合併協議における重要項目の一つでございます新町の名称についてでございます。 冒頭に報告で申し上げましたように、2 月 1 5 日の合併協議会が当会場で設置をなされてから、2 つの委員会、いわゆる名称、庁舎の位置に係る第 1 の小委員会並びに建設計画の第 2 小委員会といった中で、それぞれ委員会付託というような形で進めてまいりました。この名称につきましても、数えること 6 回の小委員会を開催をいたしまして、最終の候補の絞り込みに当たったところでございます。 再確認ですけれども、1 2 月 2 2 日に第 1 次選考ということで神崎町の K ネットの方で 1 0 名中 9 名の委員さんの参画を得まして、事務局とともども一緒に協議をさせていただき、最終的に小委員会の委員さんによる投票という形で、4 回の投票で第 1 次選考 2 2 作品を絞り込んだところでございます。そして、年明けまして、1 月 7 日にこの 2 2 作品の中から合併協議会へ提出をする 5 作品につきまして協議を重ねていただきました。この第 5 回、第 6 回のそれぞれ名称を選考するに当たりましては、無記名投票という形での採用をさせていただいたところでございます。 本日、前の方に、残りました 5 作品を掲載をさせていただいております。それで、少し説明を兼ねてご説明をさせていただきたいと思いをします。 まず、2 ページの方ですけれども、皆さんから見ていただいて一番右の「神河」でございますけれども、全体 8 8 6、無効がございますので 8 7 7 の中、1 7 の作品、応募がございました。「神河」ということで、理由、意味につきましては、応募者の方のそれぞれの思いを掲載をさせていただいております。神崎町、大河内町が末永く、仲よくやっていくように願いを込めて、また神崎町の「神」、それから大河内町の「河」をとって、将来残したい、いわゆるそれぞれの町の字

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	体を1つずつとって一部残したいといった気持ち、それから2町の何十年と呼び親しんだ町名を1文字ずつだけ残したいと、こういった意味も込められて17の応募がございました「神河」でございます。 それから、2点目に「美里」、美しい里でございます。これにつきましては、5名の方から応募がございました。これまで新町建設計画の中でもご説明をさせていただきましたように、両町には美しい緑と美しい川、そういった自然に恵まれた山里でございます。いつまでも昔ならでの自然環境であることを願いつつ、この名前を応募された。それ以外に、2町とも美しい昔ながらの清流、山林に囲まれたふるさとであるというところでございます。こういうところから「美里」という名前を5の方が応募をされました。 それから3点目に、「埴岡」でございます。平仮名の応募もありましたが、最終的にこの字体で11名の応募をされた方のものが選考に残っております。この「埴岡」につきましては、そこにも書いてございますように、両町、このあたりを一つの歴史的な背景、いわゆる播磨国の風土記、こういったところからその名称の応募をされた理由、意味ということでつけられております。 少し朗読をさせていただきます。平仮名の市町が誕生する中、平仮名では地域の歴史や個性が消され、文化が生まれない。2町の資料による播磨風土記「埴岡の里」は歴史があると。ある方はこういう理由でございます。それからもう一点、少し長いんですけども。地名はその地域の歴史的個性を示すもので、現住民だけでなく、ふるさとを離れた人たちにとっても過ぎし日を思う大きな存在であると言われております。古来、2町にまつわり、日本最古の地誌「播磨国風土記」に記述のある由緒深い地名「播磨の里」に着目し、「埴岡町」とする。平成の大合併に当たり、この由緒深い地名を新町名称として土地固有の香気を残し、地域住民の一体感を醸成して、後世に地域の歴史、文化を伝えていきたい。新町名「埴岡」の最初の音、「埴」の字は「ねばつち」で、新町が今後粘っこくハートが触れ合う住民自治の町、といったような応募の理由をつけられております。 それから、4作品目に「秀峰」という名前をつけられております。これは両町の美しい、また大変珍しい観光の名所でございます砥峰とか千ヶ峰、峰山、そういった大変美しい山々に囲まれた両町でございますので、そういったところから「秀峰」といった名前をつけられております。 そして最後、5作品目に「わかば」という名前が7名の方から応募

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	されました。「わかば」は、今からどんどん伸びていくという意味ももっている。また、NHK等でも現在放映されておるし、2町とも緑がいっぱいで、新町名にぴったりであるという理由でございます。また、2町の地形のハート型に緑の新芽の新しい町にふさわしいというふうなところから応募をいただいたところでございます。 今回、応募をいただきました886点の中で、両町の約546名の方から、1人2点ということで応募をいただきました。人口比に對しまして約4%と、少し比率だけを見ますと寂しいかなという思いがありましたけれども、特に両町の教育長さんを通じまして両町の小学校、中学校の児童・生徒の皆さん方にも大変ご協力をいただいたところでございます。そういった中で、本作品の5作品が残っておる中にも小学生が家庭の方でお話をされたりとか、そういう意味もありまして残っておる方もいらっしゃいます。 そういったところで、この5作品が残ったところでございますけれども、事務局といたしましては、これまでの小委員会の経緯、経過を踏まえまして、3ページの方に最終選考の方法ということで掲載をさせていただいております。 他の合併協の事例等を見てみますと、最終の選考方法につきましては、一つがいわゆる委員さんによる無記名の投票、もしくは協議による方法、こういう形で最終の名称を決定をされております。まず、この2つの一つをどちらにするのかお決めいただければというふうに思っております。 そして、その無記名という投票の形になる場合、いろんなケースが考えられるわけでございます。 そこで、1案といたしまして、合併協議会委員さんの皆さん方が1人2点を投票してやる方法。それから、その中で、投票結果におきまして、例えば本日過半数ということで25名の出席でございますので、「15」と書いておりますけれども、それを「13」というとらえ方をすれば、13票以上の作品を最終候補にして、最後、委員さん1人ずつで最終の投票を行うという方法。 それから、合併協議会委員さん、本日25名ですので、1人が2点ずつ投票をして、その投票結果で上位2点を最終候補とし、再度1人1点ずつを持ち、最終の投票を行う、そして名称決定を行うという方法が考えられるわけでございますけれども、この辺はあくまでも事務局で他事例を参考に、協議方法並びに投票方法につきまして考えたところでございますので、当協議会は当協議会のあり方でお決めいいいた

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	だければなというふうに考えております。 それから、新町名につきまして、大変事後になって申しわけございません。これまで小委員会におきまして、立石委員長を中心に、公募要領の検討から始まり、２次選考まで務めていただいたわけですが、この過程の中におきまして、名称のあり方といいますか、選考過程におきまして見識者の意見を聞いておくべしということが、６月の第３回ぐらいの委員会のときに委員さんの方からも声が出たところでございます。そして、去る１月１２日に両町長、両町議長、特別委員長、そういった席におきましてこの事項が確認されまして、その際、両町の村田並びに山田教育長でそういった部分につきましての判断をゆだねるということになってございました。そして、去る１月１９日に両町の教育長さんと、両町から地名と歴史を特に研究されている方を交えられて検討をされました。そこで、検討いただきました内容につきまして、歴史、文化に精通されておる方ばかりでございますので、やはり歴史、文化的な視点からの意見をいただきました。ただ、この中で「埴岡」は、皆様方ご存じのように播磨国の風土記という中で、神崎、大河内、市川、また一部には生野といったところがエリアとしてございます。本当は、「埴」の漢字が、当用漢字にない難しい字が本来でございますけれども、平仮名が適当という話もございましたが、漢字はだめではないということで公募要領に定めておりましたので、識見者の方からも漢字についてはだめということではないというご意見をいただきました。そのほかの名称等につきましても、安易なつけ方、音読みより大和言葉の方がよいとか、歴史的にはどうかといった批評等もいただいたところでございます。 そこで、当初、小委員会でも決めていただきました選定基準には、歴史、文化にちなんだ名称のほかにも地理的にイメージできる名称、両町の特徴をあらわした名称、合併を記念した名称、希望が持て、発展を願える町、その他ふさわしい名称という一つの選定基準を設けてございましたので、これらのこともあわせもって、ひとつ選考を願ってはというふうに思っておりますので、以上、最終選考方法につきましての説明を終わらせていただきます。 以上でございます。 どうもありがとうございました。 それでは、まず初めに、選考方法について皆様のご意見をお伺いをいたしたいと思います。 今の事務局の説明ですと、委員さん全員による無記名投票で行った

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
中塚委員	らいいのかとか、また協議による方法ということで、３ページ等に一応選考方法等の案が示されております。その等についてご意見がございましたら、委員の方々のご意見をお伺いをいたしたいと思います。 中塚委員、どうぞ。 神崎の中塚です。 方法については、無記名投票がいいと思います。 そして、その無記名投票の方法ですが、１案、２案も大変どちらもいい案ですが、私といたしましては、５点の今の候補に重みを持たすために１案の方がいいんじゃないかと考えます。 以上です。
小寺（議長）	今、中塚委員の方から、無記名で１案ということですが、まず初めに、できましたら無記名によるのがいいのか、協議による方法がいいのかを委員の方々に決めていただいて、決まりましたその次に移りたいと思いますので、ご意見がないようでしたら議長の方から挙手でどちらかに決めたいと思いますが、それにご異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
小寺（議長）	それでは、まず……。
上垣委員	上垣委員、どうぞ。
上垣委員	大河内町の上垣です。 それまでに、前段のことでちょっと確認をさせていただきたいと思います。 今、いわゆる３町合併等を含めて我が町の住民投票の問題、いろんな問題が出ております。そういう中で、いわゆる今までの選考過程云々に問題をつけるということではないんですけども、いわゆるスケジュール的に合併協議会、事務局としてどういうふうな考え方をされておるのか、その辺をまずお伺いしたいと思います。
小寺（議長）	浅田次長、お願いします。
浅田（事務局）	先ほどご質問ございましたように、２町と３町が並行いたしております、３町の方につきましても名称問題につきましてもの議論が先週なされたところでございます。３町につきましては、時間がないという中で、２町でいろいろ、さまざま調整をしまいったことを尊重しながら決めていくといった方針で臨まれておるところでございます。したがいまして、新町名称につきましても、そういった中で幹事会、また協議会の中でもさまざまな議論があるわけでございます。前回、２０日の日の第２回の合併協議会の中におきましても、そういった名称の問題につきましてもいろんなご意見が出たところでございますけれ

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 上垣委員	ども、当 2 町の協議会につきましては、基本的に 2 町の名称を決めると。2 町の名称を決める中で、3 町の合併協議会の方におきましては、これまで 2 町で公募をかけたものを、作品の中からそれを取り扱うのか、また 3 町は 3 町で市川町の皆さん方のご意見などもある程度何らかの形で公募をかけるのか、その辺につきましては、少し 3 町合併協議会の方での委員さんでの協議が今後出てまいるのかなというふうに感じておるところでございます。そして、2 町の関係につきましては、名称が決定になりましたら、その後県の方で政策会議といったものがございしますので、それには新町建設計画、そういったものが当然協議をなされてまいるところなんですけれども、名称につきましては基本的に大きな項目でございますので、これまで協議経過をしまいたった中で、2 町で取り組んでまいた一つの成果として本日協議としてご提出をさせていただいておるところでございます。 以上でございます。 上垣委員、どうぞ。 大河内町の上垣です。 今の説明で、内容的にはそうかと思います。ただ、スケジュール的、いわゆるこういう時期に来ております。ほんで、いろんな諸問題がある中で、いわゆるこういう方法でやるについても、いついつまでにと、大体スケジュールがあろうかと思います。もっと極端に言えば、今日決めないといけない問題かどうか、その辺も含めて、いわゆる、例えば 1 月中でええんですよとか、2 月中ごろとか、その辺のスケジュール的な余裕と言うたらおかしいですけど、その辺はどういうお考えでしょうか。
小寺（議長） 浅田（事務局）	浅田次長、どうぞ。 まず 1 点は、これまで小委員会を踏まえて、年度当初のスケジュールに合わせながら、事務局としてはできるだけ早期に決めていただきたいという思いの中でスケジュールを進めてまいりました、特に名称につきましては。 それと、当然、ご存じのように 2 月 20 日には大河内で一つの大きな判断がなされます住民投票が実行されます。市川町についても同様なんですけれども、こちらの方でそういった判断の中でいろいろ決めてまいたことも、そういう住民投票の結果次第によっていろんな流れが変わることもございますけれども、私どもといたしましては、それまでの間、でき得る限り詰められることにつきましては、特に大きな項目、こういった名称、あと残っております新庁舎の最終の部分の事

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 上垣委員	務組織、そういったものにつきましては少し時間を要しますので、そういったものは住民投票までに決めておきたいという部分もあるところでございます。 以上です。 よろしいですか。 上垣委員、どうぞ。 大河内町の上垣です。 少なくとも、今3町協議が始まっておりまして、今日の新聞にも載ってありましたけども、いわゆる3町協議の委員さんにつきましては、この2町協議の委員の中からの選出で今進められておると思います。だから、3町協議の内容については恐らく細かくご存じであろうと思うんですけども、今日の新聞によりますと、いわゆる対等合併については承認をされておりますが、一応町名云々については継続という形が新聞に載っておったかと思えます。一応、それと、これからのいろんな対応、その件がありまして、ほんまに5町の中で、先ほどの説明の中にもありましたけども、いわゆる546人の応募の中からのということで、4%という少数の応募者の中からということになってまして、ほかの他町の、新聞等で見ますと、大きな要素がいろいろななか先行きができない大きな問題になっております。だから、可能な限りこの問題は、町名も含めまして、私はいわゆる時期的なもんも考えまして再考を図ってもらえればなと思っております。 ちなみに、応募の内容につきましても、関心度からいいますと、割と大河内町と神崎町を比べますと、大河内町の方が票数からいえば多くて神崎町が少なかったと。ほんで、内容については資料がないんですが、いわゆる年代別の町比較の要素が入ってませんのではっきりしたことはちょっと言えんかと思えますけども、20代以下の応募者数が非常に多いということは、将来を担う人にとっては大事なことやと思うんですけども、特に小学校を中心にした応募者は、大河内町が極端に多くて、神崎町はほとんど少ないというような状況で、その辺でほんまに神崎町と大河内町の方が、いわゆる町民が納得するのかなというようなことが後々残るんじゃないかと思うんです。細かいことを言えば、そういうことがちょっと気がついたんで、いわゆる今日決めないといかんもんかどうか。
小寺（議長） 足立（会長）	足立会長。 新町名称選考募集につきましては、当初からの合併協議会全体で十分な議論をしていただきまして、その後小委員会に付託する形で、小

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	委員会でこれまた精力的にご検討をいただいて今日に至っておるわけであります。 そういった考え方の裏には、できるだけ早く新町の名称を決定したいという多くの皆さん方のご意見といいましょうか、お気持ちをやはりお感じをいただきまして本日に至っておるわけでありますが、そう言いながら、今回の新町の名称決定につきましては決して早いという状況では私はないと、このように思います。 これまで１６回の合併協議会を開設をしていただきまして、そのほとんどにつきまして全員賛成と、一部はございましたけれども、という形でクリアをさせていただいております。そして、名称につきましても、私といたしましては８００通の応募があったということは、非常に関心が高い状況の中で応募をしていただいたんではないか、また子供さんのやはり応募もあったということも、これも新町にける子供たちの思いがこもっていると、ああいったようなことで、大変私は今回の応募につきましては高い評価をさせていただいておるわけでございます。その中から、本当に精力的に小委員会で今日まで５点に絞っていただいたというところでございますので、今日は是非とも名称の決定をしていただきたい、このように思いますので、どうぞひとつよろしく願いを申し上げたいと思います。 なお、３町の議論につきましては、３町において３町にふさわしい名称の決定をされるような形で検討がなされると思いますので、そのことについては３町で十分審議をしていただくというふうをお願いをできたらと思います。 ただいま上垣委員の方から、本日決定云々ということもでございます。ということもありますし、また会長の発言ですと、本日ご決定をいただきたいということでございますので、議長としまして皆さんのご意見をひとつ挙手で諮りたいと思います。 新町の名称につきましては、本日の合併協議会において決定をするということに賛成の方、ひとつ挙手をお願いいたします。
小寺（議長）	〔賛成者挙手〕 挙手多数でございますので、新町の名称につきましては、本日この合併協議会において決定をいたしたいと思います。 次に、決定の方法についてでございますが、無記名投票によるのか、協議によるのかということでございます。 まず初めに、無記名投票によるということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	〔賛成者挙手〕 挙手多数でございます。よって、表決方法につきましては無記名投票により決定をいたしたいと思います。 次に、無記名投票によりますと、事務局から出ております 1 案、2 案がございます。1 案、2 案につきましてご意見がありましたら、ご意見をお伺いをいたしたいと思います。 ご意見ありませんか。
小寺（議長）	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 ないようでしたら、議長におきまして 1 案並びに 2 案の賛否をとりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。
浅田（事務局）	1 点、事務局より説明をさせます。 済いません、先ほど申し上げたんですけど、1 案はあくまでも 28 名全員の方がいらっしゃっての過半数ということで 15 というふうに書いておりますので、本日は 25 名ということでございますので、その過半数ということになれば 13。ただし、この場合は一度で決まってしまう可能性もあるということで、ひとつご理解をいただきたいと思います。
小寺（議長）	今の事務局の説明によりますと、1 案ですと一遍に決まってまう可能性もあるということも頭の中に入れておいた中で、ひとつ委員の皆様方のご判断を仰ぎたいと思います。
竹國委員	ありませんか。
小寺（議長）	神崎町の竹國なんですが。
竹國委員	竹國委員、どうぞ。
小寺（議長）	1 人 2 点のことなんですが、こういうことがあるかないかわからないんですが、同じ名前を 2 つ書く、この取り扱いにつきましてちょっとお願いします。
浅田（事務局）	事務局、どうぞ。
小寺（議長）	済いません。基本的にはちょっと明記はいたしておりませんけれども、1 人 2 点、同じ名前は応募のときと同様でだめですということでございます。したがって、2 通りの名前ということで。 これ、まず 2 つがいいのかどうかということも踏まえてこの案を作っておりますので、そういった意味も含めてお願いしたいと思いますので。
小寺（議長）	委員の方々の中で、1 人 2 点を 1 人 3 点というご意見もあるかもわかりませんし、どうですかね。 奥野委員、どうぞ。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
奥野委員	最終的にまだ決戦投票があるんでしたら、１人１票にしてください。
小寺（議長）	ほかにございませんか。
	副議長、どうぞ。
多田（副議長）	神崎町の多田です。 ２案で上位２点を一応最終候補として、そして決戦投票という形にしてみてもうた方がいいんじゃないかなと思うんですけど。で、１人２点という、無論前提でございます。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
小寺（議長）	ただいま異議なしという声が出ました。 事務局の説明によりますと、１案ですと１３票以上出えへん可能性もあるというような説明でございますので、そうなりますとなかなか最終候補というのは決まりにくいというようなこともあります。今の副議長が言われましたように、２案ですと、１人２点ですと、必ず上位２点は最終候補に出ることなので、そこらのことも考えますと、私、議長じゃなくて小寺で、私自身ですとやっぱり２案の方がいいんじゃないかという、これは私の意見でございますので、皆さんの意見もありましたらひとつ。何か、１案ですと、皆さんがばらばらに投票されますと、本日過半数ということになりますと、１３票以上やないと最終候補に残らないということで、そのために３回、４回と多分投票があるんじゃないかということも考えられますので、そこらのことも頭の中に入れていただいた中で、できましたら１案と２案ということでひとつ賛否をとりたいと思います。 それでは、異議なしという声がありました関係もでございますので、初めに２案を諮りたいと思います。 それでは、無記名投票の方法につきまして、事務局が示しております２案、投票結果において上位２点を最終候補とするということに賛成の方はひとつ挙手をお願いいたします。 〔賛成者挙手〕
小寺（議長）	挙手多数でございますので、無記名投票の場合の方法につきましては事務局が決めました２案に決定をいたしました。 それでは投票に移りますが、投票用紙を配る間、ちょっとだけ休憩をいたします。
小寺（議長）	休憩を解きます。 それでは書いていただいて、もうすぐしますと投票箱を持って回りますので、それに入れていただきたいと思います。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	それでは、事務局の職員が投票箱を持って回りますので、投票をお願いをいたしたいと思います。 〔 投 票 〕 それでは、事務局の職員の手によりまして開票をいたしたいと思いますので、全員で立ち会っていただきますとこれ以上公正なことはございませんので、よろしくお願いいたします。 〔 開 票 〕
小寺（議長）	第１回の投票の集計ができましたので、事務局より発表をさせます。 浅田次長、どうぞ。
浅田（事務局）	それでは、お手元に、本日投票がある場合ということで、５つの名前に空欄を書いた用紙をお配りしておると思いますので、そちらの方にご記入いただければと思います。 まず、「美里」１４票、「神河」１８票、「秀峰」２票、「埴岡」１１票、「わかば」３票。で、無効が２ということでございます。無効といたしますか、白票がございますので。 再度申し上げます。
小寺（議長）	「美里」１４、「神河」１８、「秀峰」２、「埴岡」１１、「わかば」３でございます。 ただいま事務局の発表のありましたように、「美里」１４、「神河」１８、「秀峰」２、「埴岡」１１、「わかば」３、無効が２ということで、合計５０でございます。したがって、２案ということでございますので、上位の２つということで「美里」１４と「神河」１８、２つに絞りまして２回目の投票に移りたいと思います。 「美里」または「神河」を１人１点ご記入をお願いをいたします。投票用紙を配付いたします。
小寺（議長）	〔 投票用紙配付 〕 皆、ご記入終わりましたか。 終わったようですので、投票箱を事務局が持ってまいります。 〔 投 票 〕 〔 開 票 〕
小寺（議長）	ただいま集計が終わりましたので、事務局より発表をしていただきます。
浅田（事務局）	それでは、２回目の最終選考ということで、まず「美里」７票、「神河」１７票、白票が１でございます。したがって、「神河」で決定でございます。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	以上です。 ただいま選考の上、決定いただきました新町の名称は、「神河町」となりました。 ここで、選考されました新町名につきまして、採決に入ります。 それでは、合併後の新しい町名を「神河町」とすることで賛成の方は挙手をお願いいたします。 〔賛成者挙手〕
小寺（議長）	挙手多数であります。よって、新しい町名を「神河町」とすることに決定をいたしました。 その他に移ります。
浅田（事務局）	その他で、事務局、お願いをいたします。 それでは、先ほどご決定をいただきました「神河」に１７名の方が応募をされていらっしゃる。この方々に感謝状並びに記念品という形で補正予算もご承認をいただいたところでございますけれども、このあたりにつきましては事務局の方で再度調整をし、正・副会長を初め、また小委員会の方の委員さんにもご相談を申し上げ、こういったものを、いつ、どういう形で贈るんだといったことも今後の事務の一つで進めてまいりたいというふうに思っております。その点が、まず１点でございます。 それと、次回の合併協議会、第１７回になるんですけれども、いよいよ残っておりますものが、新町の庁舎の関係でございます。特に神崎町の支庁舎、それにあわせましたところの事務組織、このあたりが最後に残ってございますので、そのあたりを詰めていただく。そして、最終的に新町建設計画の県事業が反映されましたものを再度合併協議会の方でご報告し、承認をいただくということも県との協議でございますので、そのあたりも今後３町合併協との日程調整も十分調整しながら、委員さんの調整を含めて開催をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。 １７回の合併協議会の日時につきましては、そういった最終の事務調整が終わり次第、幹事会に諮り、また正・副会長さん等の協議をいただきながら日時を決めてまいりたいというふうに考えておりますので、いましばらく時間の方はご容赦いただきたいというふうに考えておるところでございます。
小寺（議長）	以上でございます。 今、事務局から、その他についての説明がございました。 次回等の合併協議会等につきましては、調整が済み次第、できるだ

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
足立（会長）	け早く委員の方々に伝達並びにまた資料等の配付をしていただくようお願いをいたしたいと思います。 それでは、最後に足立会長よりごあいさつをお願いいたします。 それでは、一言お礼を申し上げたいと思います。 回を重ねること１６回でございましたが、本日は記念すべき新町の名称、「神河町」にご決定をいただきました。本日まで協議会の皆さん方、とりわけ小委員会におきましては精力的にご審議をいただきまして本日の成果を生むことができましたことに対しまして、心から感謝とお礼を申し上げたいと、このように思います。また、新年初の会議でこのような形ができましたことも、これはひとえに委員の皆さん方のたゆまざる研さんにご尽力、そしてご理解とご協力のおかげであろうと、このように存ずる次第でございます。願わくば、この「神河町」で２町合併が出せることを、しかしそうは言いながら３町合併につきましても今議論の最中でございますので、住民の皆さん方の賢明なご判断をお願いを申し上げたいと、このように存ずる次第であります。 なお、残されました庁舎等にかかわります事務等の問題でございますが、これはこれから人事配置等に係る問題でございまして、大変重要な問題であろうと、このように思います。幹事会等におきまして十分な審議を経ていただきまして、できれば全職員が一体となった形で、集大成としてこの協議会に提出をしていただければありがたいなと、このような思いをいたしておるところでございます。 本日は、年明け早々でございましたけれども、このように多くの皆さん方がご出席をいただきまして成果を上げていただきましたことに対して、心から感謝とお礼を申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。 ありがとうございました。 それでは、これで本日の会議を閉じたいと思います。 本日はどうもご苦労さんでございました。ありがとうございました。
小寺（議長）	